

参議院農林水産委員会會議録第二十六号

昭和三十五年四月十九日(火曜日)午前
十時五十三分開会

委員の異動

四月十八日委員田上松衛君辞任につき、その補欠として東隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堀本 宜実君
理事 大河原 次君
東 隆君

委員

秋山俊一郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
高橋 爾君
藤野 繁雄君
小笠原三男君
北村 暢君
藤田 進君
棚橋 小虎君
千田 正君

政府委員
農林省畜産局長
事務局側

安田善一郎君
常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

農林省農林経
済局参事官 松岡 亮君
農林省農地
局参事官 庄野五一郎君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○開拓管農振臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○開拓者資金金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○農林水産政策に関する調査(乳価に関する件)
(貿易為替の自由化と農林水産業に関する件)

○委員長(堀本宜実君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。委員の異動について御報告をいたします。

四月十八日田上松衛君が辞任され、その補欠として東隆君が選任されました。

○委員長(堀本宜実君) この際、理事の補欠互選についてお諮りいたします。

去る十五日東隆君の委員辞任に伴い、理事が欠けておりますので、補欠互選を行ないたいと存じますが、その方法は、成規の手続きを省略して、便宜、私から指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。よって理事に東隆君を指名いたします。

○委員長(堀本宜実君) 開拓管農振臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第七三三号)、開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案(閣法第一〇五号)及び開拓者資金金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(閣法第一〇六号)(いずれも予備審査)を一括議題といたします。

ただいまの三法案につきましては、すでに四月五日に提案理由の説明を聴取いたしました。また、三法案について順次補足説明を求めます。

○説明員(庄野五一郎君) 先般提案理由の説明を申し上げました開拓管農振臨時措置法の一部を改正する法律案、それから開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案及び開拓者資金金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案の開拓関係の三法案につきまして、若干補足説明を申し上げます。

戦後開拓地に入植いたしました開拓者は、昭和二十年から三十四年三月三十一日までの累計でございますが、現在戸数は約十四万七千戸でございます。

その開拓完了いたしました面積は約三十三万六千歩に達しております。なお、地元増反等の開墾面積を加えますと、四十七万二千歩に達するわけでございまして、農地の造成というものが行なわれておるわけでござい

ますが、開拓者のたたいま保有いたしております家畜保有頭数は、大家畜に換算いたしました約十九万九千頭、そ

のうち乳牛が八万三千、牛馬九万四千その他綿羊、ヤギ、豚あるいは鶏、そういったふうで家畜頭数も逐次増加いたしております。また主要食糧生産量は年間約四十五万二千トン、これは玄米換算いたしますと三百万石をこす程度でございますが、そういうふうで営農成績は逐次向上の道をたどっております。しかし、開拓管農振臨時措置法の規定に基づきまして振興計画を樹立いたしました、都道府県知事の承認を受けました、いわゆる改善農家という戸数は、総戸数十四万七千戸の約七割の約九万四千戸に達しております。

これらの要振興開拓者は、昭和三十三年以来、いわゆる開拓管農振臨時措置法に基づきまして強力に推進いたしております。次第にその成果を上げつつあります。これは、今なお満足すべき状態にないことは、すでに、ただいま御審議願っております三法案の提案理由説明で申し上げました通りでございます。

そこで、昭和三十五年、本年度でございますが、ここ数年振興対策重点のために逐次減つておりました新規入植戸数でございますが、この戸数は、三十五年度はさらにこれを一千戸にとどめるといふことにいたしまして、それとも基本営農類型適用地区とか、あるいはその他建設工事を大体完了いたしました一般地区等、入りますとすぐもう営農が安定するという見込みの確実な地区とかに限るといふふうにした

しております。また後刻御説明いたしますが、過剰入植地区の移転再入植でほかの地区に移るのも新規扱いいたしますが、そういう戸数も含めまして一千戸にとどめるといふことにつきまして、開拓行政の主力をあげて、過去に入植いたしました既入植者の開拓管農の振興対策の拡充促進ということに全力をそそぐことにいたしまして、従来行なつて参りました各般の総合施策をさらに推進いたしますとともに、三十五年度からは、新たに政府融資金の条件緩和——これはただいま特別法の御審議をお願いするわけであります

が——条件緩和、あるいは政府資金によります災害対策資金を新たに貸し付ける制度を設ける、あるいは過剰入植地区のいわゆる間引きをやります。営農振興をやる、そういう新しい施策を本年度からさらに進めることにいたしまして、営農振興に万全を期することといたしております。で、これらの施策のうち、法律を必要といたします事項につきましては、すでに先般御可決いただきました開拓融資保証法の一部を改正する法律及びただいま御審議願っております三つの法律を提案した次第でございます。これにつきまして御説明するわけでございまして、

なお、その前に、開拓管農振興対策のたたいま政府がとっております概要について一言御説明しておきたいと思ひます。

で、三十五年度におきます開拓管農振興対策につきましては、開拓関係

いと考えて、これは法律によらないで、予算措置によって、そういう事態が起りましたら対処するということが大蔵省とも話し合つて、大體の了承を得ている次第でございます。

それから次に、非常に開拓者の営農の圧力になっておりますのは開拓者が借り入れた負債の問題でございます。その負債整理対策をやはり開拓者振興の一環として従来から強力に進めたわけでございますが、これにつきましましては、開拓者の負債総額は短期資金を除きまして三十三年度末の推定で約二百六十一億円、これは政府資金あるいは中金資金あるいは災害資金、自作農資金、そういった制度金融だけでございまして、三十三年度二百六十一億、三十四年度末で政府資金等の貸し出しを追加いたしますと大體三百十四億程度に達するわけでございまして、一戸当たり、大體三十四年度末三百十四億円といたしまして、二十一億円程度の負債を一戸当たり持つておるわけであります。そのように多額に上るわけでございます。なおこのほか、こういう制度金融に、親類縁者あるいは近所の知り合いからといった個人負債が総計三十億程度が推定されておるわけであります。一戸当たりいたしまして、大體平均二万から三万程度の個人負債を持つておるほか、二十一億円の負債を持つておる、こういう負債の重圧が営農不振の一つの原因ともなっておりますので、営農改善の消極的対策として、負債の整理を強力に進めておるわけでございまして、その一つの方法といたしまして、政府融資金の償還条件を緩和するということをいたしたいと思つております。

それで開拓者資金融通特別会計からの政府融資金につきましては、従来、国の債権の管理等に関する法律によりまして、履行延期の措置をそれによつて三十三年度、三十四年度とつてきたわけでございまして、大體これによりまして、五年ないし十年の履行延期ができるわけでございまして、三十三年度の履行延期の実績は大體一億七千万円程度、三十四年度はまだ推計ができておりませんが、三十三年度で一億七千万円程度の履行延期の措置をとつてきたわけでございまして。なお、この債権管理法の履行延期の措置は開拓者の実情に沿わない点もございまして十分とはいえない状態でございます。これに對しまして三十五年度と三十六年度の二か年間に、その開拓者の営農の実情に即応した償還条件に緩和する措置を今回とることによりまして、和等に関する特別措置法案を提案した次第でありまして、この法案につきましては、後ほど逐条の御説明をいたしたいと、こう思つております。

現在までに約三十六億円の借りが完了いたしております。なお本年の十二月末までには四十一億程度は借りかえを進めていきたい、こういう予定にいたしまして、この利子補給に必要な予算として本年度に一億四千万円を計上いたしております。そういう天災資金を営農改善資金の長期の資金に切りかえるという措置を講じておるわけでございます。

なお、そのほか第三の負債整理対策といたしまして、自作農維持創設資金の融通でございますが、これは開拓者のいわゆる個人負債の過去の分でございます。高利負債が特に経営の圧迫になっておりましたので、そういう開拓者に対しては自作農維持創設資金を――これは年利五分の償還期間が二十年以内でございますが――融通してやつて、これを整理させております。三十五年度は十五億円を予定いたしております。三十四年度に大體三十六億三千七百万円の自作農資金を開拓者の個人負債の整理基金として貸し出してありますので、三十五年を加えますと五十一億三千七百万円に相なるわけでございまして、これによりまして大體振興農家の個人負債の整理は三十五年で大體終了いたす予定にいたしておるわけでございます。

それから負債整理がそれで大體終わるわけでございますが、次に、営農条件と生活環境の整備強化、こういうものの不備が非常に営農不振の原因になつておりますので、そういった点の整備強化の強化をやつていきたい、こういうふうな考えておりますが、まず営農条件の整備の方法として、配分された土地を早急に開墾いたしまして耕

地化することが営農振興の根幹でございます。これをまず建設工事の促進に對応いたしまして進めていきたい、こういうことで、開墾作業と酸性土壌の改良の経費を、振興対策分といたしまして、重点を置いて四億七千万円、これを本年計上いたしております。それからなお、この開墾の促進とともに、開拓地におきますその営農の合理化をやる、あるいは動力不足を解消する、あるいは相ともに共同して営農が進むようにする、そういった点から営農の機械化を促進するということを三十五年から新しく取り上げて、大型トラクター、これは大體四十馬力程度のものでございまして、既農家の分を含めて八十八台、その大部分を開拓地の方に向けた、こういうふうな考えております。これは国費二分の一補助でございますが、そういった大型トラクターを新しく導入する、あるいは西の方になります、小型トラクター、これは十馬力程度でございます。これは開拓地に入っていく、これは三分一、開拓地に入っていきます。これは小型トラクターは全部開拓者分で二百五十台、こういうことになっておりますので、そういうものを導入いたしまして、営農促進ということと経営転換、経営の合理化ということとを特に開拓者について進めていきたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

でも、特に振興地区に重点を置きまして予算を計上し、そしてそういう点の整備を進めたい、こういう考えてございます。なお開拓地の生活改善の一助といたしまして、新しく婦人ホーム、これはモデル・ケース的で非常に少ないのでございまして、内地四カ所、北海道に二カ所設置いたします。こういったものも新しく計上いたしまして、生活環境の整備もできるだけ早く進めていきたい、こういうことで、本年度は二億三千万円程度を計上いたした次第でございます。

なお新しい一つの考え方といたしましては、従来の過剰入植地区の振興対策を何とか実施したいということで、開拓者というふうな新しい制度を考え、過剰入植地区の適切な経営規模の確立ということを期したい、こういうふうな考えて予算措置を講じたわけでございまして、これは従来はぼつとつとやつておつたわけでございまして、計画的に三十五年度から実施していく、そして過剰入植地区の開拓者の一部を他地区に移す、あるいは希望があれば転業させる、あるいはその中で海外移住を希望する人にも海外移住の道を開く、そういった措置を講じまして、そういう過剰入植地から出ていく人については、奨励金として、一戸当たり平均十五万円、海外に出ていく場合はそれに五万円追加いたしまして二十万円、こういう奨励金を交付して、出ていきやすいように、負債等の整理、それから転業資金にしてみよう、こういった道を開いてみたい、こういう考えてございまして、特に政府といたしましては、移転先のあつせんとか、出ていく場合の負債の整理をどういうふうにか

る、あるいは履行延期の措置も講じてやる、それから希望があれば、ほかの地区に再入植するという場合には、新規入植の取り扱いをして、住宅とか、あるいは資金を貸して、そういうような措置を講じて、出ていって新しい地域で活躍しやすいようにいたしますとともに、残ります開拓者に土地の再配分をいたしまして、経営規模をできるだけ大きくして、いわゆる過剩入植のために、経営面積が不足のために不振だという原因を除いていき、こういうふうな考えでございす。大体三十五年度においては六百戸を予定いたしておりますが、なお、これは引き続き計画的に進めて参りまして、いわゆる配分は正による、過剰入植の適正配分ということによる振興計画というのを進めていきたい、こういうふうな考えでおります。これは今要綱を作っているわけでございす。大体振興計画によって、再配分を要求している者等につきましては、付近に未墾地があれば、そういうものを新しく追加配分するとともに、そういうものがない場合には、全部開拓者の総意によりまして、出ていく人は気持ちよく出ていく、残る人は出ていった人の農地を引き受けて、経営規模を拡大して営農を拡大していく、そういう都合に基づいてこれを進めていく、こういうふうな考えでございす。

それから新対策の一環として、営農指導というものが非常に重要なこととございす。この中心に当たっており、開拓指導員あるいは開拓保健婦の問題がございす。そういう問題は現地駐在を原則といたしまして、

て、そうしてオートバイとか、そういうものの整備を強化して、できるだけ重点的に、活発に指導ができるように、そういうふうなやり方をしたい、それから特に不振地区には濃密指導ができるようにやっていきたい、こういうような指導方針を固めております。それとともに、いわゆる開拓農協でございす。その問題につきましても、経営指導等、従来に引き続きまして、さらに指導員の制度を実施いたしまして、経営内容の明確、あるいは財務整理の一端を開いていく、こういうことをいたしますとともに、弱小組合が非常に多いわけでございすので、本年はモデル的でございす。一県一カ所程度は統合事務所の制度を開きまして、そこで組合事務の統合を行なっていく、その結果を待って、将来開拓農協をどういう方向に持っていくかといったような点につきましても、いろいろそのモデル統合事務所の制度によって将来の方向も検討したい、そういう意味の統合事務所の制度も、ことしから新しく取り上げていく、こういうようなことで、組合の育成強化という点についても、特に力をいたしたい、こういうふうに考えております。

それから新しい制度といたしまして、開拓営農振興審議会の設置でございす。これも振興法の改正で設置することになったわけでございす。以上述べましたような施策によりまして、開拓者の営農は大いに進展するものと考えております。開拓営農振興には、なおいろいろ検討を要する重要な問題もございすので、新しく農林省に開拓営農振興審議会を、これは委員十名

でございす。設置いたしまして、開拓営農振興に関する重要事項、特に振興計画の達成という点、それから開拓制度の問題、そういう重要事項を調査審議することといたしまして、これを開拓営農振興臨時措置法に規定することといたして御提案申し上げた次第であります。

以上が三十五年度における開拓営農振興対策の概要でございす。次に、ただいま御審議願っております三法案の内容につきましても、簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

まず、第一が開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案でございす。この法律案は、第五條の二に災害対策資金の制度を規定いたしております。それから第九條を一条追加いたしまして、九條に開拓営農振興審議会の制度を規定した次第でございす。

その趣旨はいずれも先般提案理由説明で詳細に御説明いたした次第でございす。この災害対策資金につきましては、異常な天然現象が発生いたした場合には、これを農林大臣が指定いたしまして、そしてその天災の中で、今度天災資金の貸し出し適用地区をさらに農林大臣が指定することに相なります。それで異常な天然現象と申しますのは、広範な地域にわたって暴風雨とか、高潮とか、洪水とか、その他降点を考えておるわけでございす。そういう異常な天然現象で、開拓地に激甚な被害があったような場合でございす。農林大臣がその中から指定するわけでございす。大体天災法の発動がありますれば、この五條の二によりまして、天災資金の貸し出しと

いうことになりまが、さらにその中からこれはしぼっていくということに相なるんじゃないかと思ひます。さらに、天災法が発動いたしませんでも、災害の程度によりましては、開拓地には非常に激甚な、局地的な災害も起こるわけでございす。そういう場合にも貸し出しできるようにいたしたい、ということ、ただいま大蔵省とも折衝中ではございす。なお適用地区等につきましても、そういう災害が起りました場合に、災害資金の貸付対象になります開拓者、被害を受けました開拓者が大体十人地区内にある、あるいは開拓者の総数の一割をこすといったような、昨年の高率適用の同じような区域を指定していくということ、町村ごとにこれを指定していき、こういう考えでございす。

それからこの貸付対象でございす。これは振興農家を原則といたしてございす。振興農家以外でも、災害を受けた場合に、その振興農家にひとしいような場合には、何とかこれに貸し出せるという道も開きたいという考えでございす。原則としては振興計画を立てた農家が災害によって、振興計画の達成が非常に困難になった場合に貸し付けるといふふうに考えております。それで大体どういふ被害に貸し付けるかと申しますと、まあこれは天災法の一つの補完的な作用ということに考えております。天災法では経営資金を中心としてございす。施設資金には天災法は貸し出してございす。天災法の新しい制度によりまして、災害対策資金は施設資金を貸し出すというのを原則にしたい、こういうふうに考えております。大体災

害を受けまして、農業施設が非常に大きな被害を受けた場合に、それを復旧する場合に補助金も出ますが、補助金の出ない場合、あるいは補助金を除きましたあとの分、そういうものに融資していくというのを原則として、それから農業施設も農作物もともに激甚な被害を受けた開拓者、こういう者にはこの施設資金とあわせて経営資金も貸し出すようにいたしたい、こういうふうに考えております。たとえば冷害とか旱魃とかいって、施設資金の方の災害のないような場合には、これも経営資金だけを貸せるように、これは本来は天災融資法でいくべきでございす。そういう場合にも、天災融資法によってなかなか貸し出しが困難である場合がございす。そういう場合には経営資金だけでも貸し得る道を開きたい、こういう点でございす。この点大蔵省とも折衝中でありまして、早急にこれはきめて、政令なり省令で基準をきめていきたい、こういう考えでございす。大体貸付金は二十万円の範囲を限度として貸し付けるようにいたしたい、こういう考えでございす。

なお貸付条件につきましては、施設資金については、大体五分五厘の十二年以内、それから先ほど申しました、施設も農作物もやられたといったような資金を二十年以内で貸せるように、こういうような考え方で案を措置しております。大体それが災害対策資金の制度でございまして、これは天災資金の補完という意味で天災資金も貸し出せ

害を受けまして、農業施設が非常に大きな被害を受けた場合に、それを復旧する場合に補助金も出ますが、補助金の出ない場合、あるいは補助金を除きましたあとの分、そういうものに融資していくというのを原則として、それから農業施設も農作物もともに激甚な被害を受けた開拓者、こういう者にはこの施設資金とあわせて経営資金も貸し出すようにいたしたい、こういうふうに考えております。たとえば冷害とか旱魃とかいって、施設資金の方の災害のないような場合には、これも経営資金だけを貸せるように、これは本来は天災融資法でいくべきでございす。そういう場合にも、天災融資法によってなかなか貸し出しが困難である場合がございす。そういう場合には経営資金だけでも貸し得る道を開きたい、こういう点でございす。この点大蔵省とも折衝中でありまして、早急にこれはきめて、政令なり省令で基準をきめていきたい、こういう考えでございす。大体貸付金は二十万円の範囲を限度として貸し付けるようにいたしたい、こういう考えでございす。

るが、天災資金で貸し出しができない施設資金を貸し出すとともに、その施設資金と経営資金とをあわせて三分六厘五毛、二十年のやつも災害のひどい場合には貸し出す、こういう道を開く、こういうことでございませう、これを新しい制度として振興法の中に盛り込んだわけでございませう。

それから九条の審議会の点は、先ほど申しましたので省略いたしておきます。なお、こまかい点は政令に譲るわけでございませうが、大体委員の任期は二年程度ということで、開拓者の開拓につきまして特に学識経験を有する人でございませうから、開拓に対する関係融資機関の人、あるいは開拓者の団体、あるいは開拓者それ自体、あるいは開拓に非常に熱心な町村長、そういったような中から十名を選考いたしまして委員といたしたい、こういう考えでございませう。

それから次でございませうが、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

開拓者資金融通特別会計からの融資資金は、たゞいま基本営農資金、これと三分六厘五毛の二十年、これは新規に入植いたしました人に入植の当時から大体三年以内に貸し付ける資金でございまして、施設資金、経営資金合わせたもので、基本営農資金、こういったおられますが、それとたゞいまは振興計画を立てました既入植者、これは三年以上上った入植者でございませうが、振興計画を立てました振興農家に、振興対策資金として五分五厘の十二年以内の償還期間で貸し出している振興対策費と、二通りを大体貸しているわけでございませうが、そういう資金の、今後三

十五年以降、今後の新規貸付金についての改正でございませう。既貸付金、三十四年度までに貸し付けた分については、後はど説明いたしまする条件、緩和等の特別法でこれらの整理等を行っているわけでございませうが、これから貸し付ける分についての新しい貸し付け方を、今度融資法の一部改正でやっていく。

その改正は第二条の改正になるわけでございませうが、第二条の改正は、実質一本化をやりたい。これはたゞいま開拓者に貸し付けますものは、基本営農資金と振興対策資金でございませうが、それが各年度にわたりました幾口にも重ねて、多いのは一人で二十口も借りている、こういうふうでありまして、非常に幾口にもなっているわけでございませう。これを何とか一本化していきたい。実質的には三分六厘五毛と、五分五厘の利率のもの二つになるわけでございませうが、そのための改正でございまして、特にこれは個人対象資金についてこういう措置をとりたい。個人対象資金と申しますのは、開拓者資金融通法の第一条の一号の農機具、肥料、家畜その他の経営資金及び施設資金、こういった資金と、それから二号の住宅資金、住宅資金はたゞいま貸してございませうが、この二号の住宅資金、それから第二項の機械開墾地区の開墾作業といったようなものの個人資金でございませう。その個人対象の資金につきまして、第二条の第一項から第三項までは据置期間を含む償還期間を一年延長いたす改正をいたしておきます。第五項はこの中の据置期間を一年延長いたしまして、いずれも「以内」という字句を入れた次第でございませう。

す。それでこの二条の償還期間は二十年とあるのは二十一年、それから据置期間は五年とあるのは六年以内、こういうふうになるわけでございませう。この改正の趣旨は、別途配付いたしております資料の中に図解いたしておりますので、それを見ていただくようにいたします。これをいいたくよくわかると思いますが、基本営農資金は、通常入植後三年間に計画的に貸し付けてございませうが、大体所要資金に對しまして、三・五・二、こういったような比率で、初年目は三割、二年目は五割、三年目は二割程度、こういうふうにしてございませうが、この資金の償還条件を従来は毎年度の各資金ごとに五年据え置き、自後十五年償還で貸し付けてございませうので、償還の始期及び終期が三本ともばらばらになっていたものでありまして、開拓者によつては、他の資金も合わせると、その口数は二十数口に上る、こういったようなことでその債務も非常に開拓者にとつても不明確になるとともに、国の債権管理の上から申しましても、口数が多いので、はなはだ繁雑になりまして非常に困っていたわけでございませうが、そこで、今後は初年度に貸し付けますときは、据置期間を六年以内といたしておきます。二年目は五年、三年目は四年、平均いたしますと、いずれも五年になるわけでございませう。従来はこれが五年、五年、五年でありまして、ずっとそれと、それぞれ違う据置期間の経過、償還期間の経過になるわけでございませうが、据置期間が六年、五年、四年になりますと、三本とも据置期間が最後になりまして、一致になるわけでございませう。それから償還期間はそれぞれ十五年というこ

とになりますと、償還期間の始まる時期が大体一致いたしますし、また終期も一致いたすということで、これで実質的一本経理ができるわけでございませう。この改正の趣旨は、別途配付いたしております資料の中に図解いたしておりますので、それを見ていただくようにいたします。これをいいたくよくわかると思いますが、基本営農資金は、通常入植後三年間に計画的に貸し付けてございませうが、大体所要資金に對しまして、三・五・二、こういったような比率で、初年目は三割、二年目は五割、三年目は二割程度、こういうふうにしてございませうが、この資金の償還条件を従来は毎年度の各資金ごとに五年据え置き、自後十五年償還で貸し付けてございませうので、償還の始期及び終期が三本ともばらばらになっていたものでありまして、開拓者によつては、他の資金も合わせると、その口数は二十数口に上る、こういったようなことでその債務も非常に開拓者にとつても不明確になるとともに、国の債権管理の上から申しましても、口数が多いので、はなはだ繁雑になりまして非常に困っていたわけでございませうが、そこで、今後は初年度に貸し付けますときは、据置期間を六年以内といたしておきます。二年目は五年、三年目は四年、平均いたしますと、いずれも五年になるわけでございませう。従来はこれが五年、五年、五年でありまして、ずっとそれと、それぞれ違う据置期間の経過、償還期間の経過になるわけでございませうが、据置期間が六年、五年、四年になりますと、三本とも据置期間が最後になりまして、一致になるわけでございませう。それから償還期間はそれぞれ十五年というこ

とになりますと、償還期間の始まる時期が大体一致いたしますし、また終期も一致いたすということで、これで実質的一本経理ができるわけでございませう。この改正の趣旨は、別途配付いたしております資料の中に図解いたしておりますので、それを見ていただくようにいたします。これをいいたくよくわかると思いますが、基本営農資金は、通常入植後三年間に計画的に貸し付けてございませうが、大体所要資金に對しまして、三・五・二、こういったような比率で、初年目は三割、二年目は五割、三年目は二割程度、こういうふうにしてございませうが、この資金の償還条件を従来は毎年度の各資金ごとに五年据え置き、自後十五年償還で貸し付けてございませうので、償還の始期及び終期が三本ともばらばらになっていたものでありまして、開拓者によつては、他の資金も合わせると、その口数は二十数口に上る、こういったようなことでその債務も非常に開拓者にとつても不明確になるとともに、国の債権管理の上から申しましても、口数が多いので、はなはだ繁雑になりまして非常に困っていたわけでございませうが、そこで、今後は初年度に貸し付けますときは、据置期間を六年以内といたしておきます。二年目は五年、三年目は四年、平均いたしますと、いずれも五年になるわけでございませう。従来はこれが五年、五年、五年でありまして、ずっとそれと、それぞれ違う据置期間の経過、償還期間の経過になるわけでございませうが、据置期間が六年、五年、四年になりますと、三本とも据置期間が最後になりまして、一致になるわけでございませう。それから償還期間はそれぞれ十五年というこ

りましたものを、北海道に限りまして、要振興開拓者の営農改善の進捗状況と、あわせて北海道寒冷地畑作営農改善資金、いわゆる（寒）資金がございませうが、昨年改正になったわけでございませうが、（寒）資金の均衡も考慮いたしまして、第二条第二項及び第五項を五年据え置き、自後十五年償還と読みかえるように改めるものでございませう。それで結局北海道につきましては、営農振興対策資金は、内地では従来は三年、九年の十二年だった分を、北海道の分につきましては、期間延長いたしまして、五年据え置き、十五年償還と読みかえることになったわけでございませう。そして、これを先ほど申しました新規資金については一本化ができるようにということで、新しく法律上は据置期間をさらに延長して六年、それから償還期間を、据置期間が一年延びますので、二十一年ということにいたしました。さき申しました新規の実質一本化ができるように北海道についても措置いたしました。内地は従来通り三年、九年、これは据置期間は四年の十年以内ということに相なるのであります。これもやはり実質一本化ができるように、据置期間を一年、償還期間を一年延ばしたということでございませう。これが開拓者資金融通法の一部を改正する法律案でございませう。

それから最後に、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案でございませうが、これはいわゆる条件緩和と申しておるわけでございませうが、三十四年度までの政府資金の既貸付金につきまして、以下述べますような特別措置を講じていきたい、こういうふうに考えて

おります。その特別措置はいわゆる条件緩和の措置、それから条件緩和の中には要振興農家のうちでこれを区分いたしまして、非常に営業の不安定な、著しく不安定なものは五年据え置き、十五年に、いわゆる二十年の償還期間に延ばしていくというものと、それはど著しく不安定の域まで達していない不安定な開拓者については、据え置きなしの十五年の償還期間に延ばしていく、いわゆる条件緩和の措置を講じます開拓者と、それから条件緩和の措置を講ずる必要のない開拓者については、ただいま三十四年まで借りました政府資金の条件の変更といいますが、延滞元金、延滞利子、延滞金、そういったものを元金に繰り入れてこれを年次償還でできるようにする、いわゆる条件変更の道を講じていく、そういった開拓者を三ランクに分けて過去の政府資金の整理をやっていく、こういう考え方でございます。なお、それに伴いまして、従来個人に貸し付けます金も組合に貸しまして組合から転貸するというので、政府から見ますとまた貸しになっておったわけでございしますが、それを政府から開拓者直接の個人債権に切りかえていく、そういう道も開きたい、こういうふうな考えでございます。それで三十四年度末までに貸し付けました政府資金の貸付金残高が大体現在のところでは百九十三億程度でございます。償還されたものを差し引きますと貸付残高が百九十三億ほどになっておるわけでございします。一応それが三十四年度までのいわゆる特別措置法の対象になる政府の貸付残高でございます。これにつきまして今申し上げました条件の緩和なり、

あるいは変更をやっていくわけであります。それで法案の第一条から御説明申し上げます。第一条は政令で定める営業の基礎が不安定な開拓者、これは政令で、大体改善農家、改善農家といいますが、及び要振興農家で、その所得とそれから家計費を引きまして、それから公租公課、そういったものを引きまして、それから公庫とか、あるいは中金とか、あるいはその他のいわゆる優先弁済、政府資金に優先して払わなす、あるいは優先弁済の債務を引きまして、その残りが、いわゆる政府の年賦償還額と比べてそれが返せるか返せないか、返せない農家をまあ政令で要改善農家の中からしぼってくるわけでございまして、政令でその条件緩和の対象農家を定めて、そうしてそれに対して、その著しく不安定なものは五年、十五年、それからそれまでに達しないものは据え置きなしの十五年、こういうふうな条件緩和措置を講じたい、こういうふうな考えでございます。それで第一条の第一項でございますが、第一項の第一号は、昭和三十五年の四月以降四年九カ月据え置き、自後十五年償還に緩和する、特に営業不振の開拓者の規定でございます。これはさきの省令で大体条件緩和の対象の開拓者をしぼって、それから省令で、その中で据え置きを五年置くものと、据え置きかないでただ年賦償還に入るものと、そういうふうな省令で区分する、大体省令で、五年据え置き、十五年の開拓者の資格を定める、そういうことにいたしておりますが、そういった、その省令で定められた範囲で開拓者の範囲を定めるといふことに

たしておりますが、そうして、これですでに弁済期が到来しておりますので、なお未納となつておるものを、今後の償還期間に分割して納付できるように、未納の元金、利子及び延滞金を元金に組み入れる、いわゆる元加もあわせて行なうようにいたしたい、こういうふうな考えでございます。で、なお、据置期間に九カ月の端数がありますのは、年賦金の納付期限を、特別会計の貸付の合理化のためと、それから開拓者の償還に便ならしめる、そういった意味から、従来の三月末、年度末、いわゆる会計年度末の三月末を出来秋の十二月に変更することにいたしましたので、これに伴いまして、初年目が九カ月になります。自後は十二月、一年々々になります。初年目が九カ月、あと四年はまるまるでございます。で、据置期間が四年九カ月、それで自後十五年の支払い期間になります。この償還期間は十九年九カ月、こういうことに端数がつくわけでございします。結局は、五年据え置き、十五年償還、こういうことになるわけでございします。技術的な問題でございます。ただ、会計年度末の三月から十二月に繰り上げました点につきましては、この特別会計におきます貸付原資は、償還金の元金部分の回収された分と、それから預金部資金から借りてきました分とで、合わせてまあその年の開拓者に対する貸付原資にいたしておるわけでございまして、この年度末の三月三十一日までにせつかく開拓者が努力して償還をいたしてくれた分も、これは出納閉鎖期間の関係もございまして、貸付の方は三月三十一日までに貸し付けないといけないわけでございまして、

納入の方は出納閉鎖期間までよろしいのでございしますが、貸付の方は三月三十一日限りで、こういうことに相なりますので、せつかく三月三十一日までに、出納閉鎖期間に返してくれたいものが、その年の開拓者の原資にならないというふうなこともございまして、非常に今までもむだがある、そういうこともあります。また出来秋に返していた方が開拓者としても返したいという点もございします。で、金繰りの点と、それから開拓者の出来秋に返していただくというふうな点から、年末というようにしたわけでございまして、これは初年度だけを三カ月繰り上げるわけでございします。あとは従来通り一年々々の償還期間、こういうことになりまして、初年度だけ三カ月繰り上げる、こういうことになりまして、それから次に、第一項の第三号の方から説明申しますが、第一項の第三号は、未納金の元加を行なった上、据置期間を置かないで十四年九カ月償還に緩和する開拓者の規定でございます。緩りしている場合、いわゆる今まで、三十四年までに借りた分についてなお据置期間中のものであるわけでございしますが、据置期間がまだ残存している場合は、その残存期間だけ据え置くことといたしております。償還期間緩和は、据え置きなしの十五年でございしますが、その対象になりました既貸付金、借入金が、据置期間があればそれは残しておくということで、その先十五年の償還期間に相なる、こういうことになりまして、

それから次に、この第一号と第三号の二つを通じて、据置期間も原則として利子だけは徴収いたすことになつておりますが、なお、その無利子の据置期間がなお残存している場合は、その残存期間は無利子ということにいたしております。それで、五年据え置き、十五年の償還の場合に、なお本来緩和する前の貸付金に二年の無利子期間が残っている場合は、五年のうちに二年は無利子にするということになります。据置期間のない十五年の緩和の場合に、緩和する前の無利子の償還期間が据置期間が残っている場合は、その期間だけは無利子、こういうことに相なります。原則としては償還緩和したあとの据置期間は有利子、こういうことになつております。それから次でございますが、第一項の二号と四号をあわせて御説明いたしますが、第二号及び第四号は、ただいま説明いたしました第一号または第三号の場合に、同一の開拓者が同一利率のものを二口以上借りている場合の特例規定で、このような場合には、その据置期間の残存期間と申しますのは、その期間をそれぞれの資金の約定貸付残高で加重平均した平均残存据置期間とすることといたしております。これは一号三号は一口の場合でございますが、まあこれは非常に例外で、一口しか借りてないというのはいないわけでございします。大体まあ二号、四号で数口、多いのは二十数口借りておるわけでございします。それを大体三分六厘五毛と五分五厘の二つの方に整理いたしまして、そうしてそれを、その据置期間をさき申しましたようにとるわけでございしますが、据置期間の計算方法がこの二号及び四号に書いてあるわけでございします。据置期間の残存期間

は、その約定貸付残高で加重平均したもの、平均残存償還期間、それを五年の中に入れたりあるいは据置期間のない場合には、それが残つておればそれを天引してそれから十五年の償還緩和をやる、こういうことにいたしております。

それから次に、第一条の第二項でございますが、これは平均残存償還期間の定義を規定しておるわけでございます。

それから次に、第二条及び第三条は、第一条の基準に該当しない一般の開拓者の変更契約の規定でございます。

で、第一条は、いわゆる条件緩和でございますが、これは第二条及び第三条は条件緩和ということではございませんが、一般の開拓者の実質一本化の道を講じていくという意味におきまして、変更契約の規定でございます。

条件緩和はいたしません、未納金だけは同じく元加を行なった上、年賦金の納付期限を変更いたします。そして同一利率のものが二口以上ある場合は、償還期間及び据置期間をそれぞれ加重平均することといたしまして、第三条第一項でこの旨を、また同条第二項で平均残存償還期間の定義を規定いたしておる次第でございます。

なお、この平均の際、一年未満の端数は切り上げることとしておりまして、大部分の開拓者はおおむね二口以上を借り受けておられますので、元加とともに、条件緩和をしない開拓者といつても、なお、ある程度の緩和になると考えておる次第でございます。

というものは、大体加重平均いたしますから、二年三月月であるとか、あるいは三年五ヵ月と、こういうふうになりますと、

それはみな切り上げて、三年五ヵ月には四年になり、二年三月月には三年になる、そういうことになりますので、平均残存償還期間は加重平均すると多少有利になるということ、それから未納金は全部一時に償還期間が来ておるわけでありまして、いつでも取り立て得る状態にあるわけでありまして、もう毎年その償還期にあるわけでありまして、これを分割いたしまして、年賦償還に切りかえることによって償還がしやすくなる、こういったような点で開拓者に有利になる点があるわけでございます。

それから第四条でございますが、第四条は、従来法人貸しをいたしておりました個人対象資金を個人貸しに切りかえるため開拓者の債務引き受けを認める規定でございます。

これは従来のように、法人を通じて転貸しされておりました、一部納付を行なった場合は、まず利子から取るという、いわゆる返済の關係から、ある個人は法人に全額償還いたしましたし、法人が国に償還する場合には、これが他の組合員の利子分に充当される結果となつて、その全額払った人の元金が消えない、こういった結果となつて非常に都合が起つておる状態でございます。

また、行方不明の離農者の分も残存組合員が負担せざるを得ないことになりまして、一部の者のために非常にほかの開拓者が迷惑をこうむるということになりまして、その償還意欲を減退させるといふことが現状でございます。

そういうこととともに、組合の経理が非常に不明確になるということも一因になつておるわけでありまして、大部分の開拓農協がただいまのところでは信用事業を行なっていないような状況でございます。

業を行なっていないような状況でございます。以上が大体この法律案の骨格となる部分でございますが、それを要約いたしますと、開拓者をその営業の状況に応じまして三段階に分類いたしました。――その基準は先ほど申しましたように、政令と農林省令でやるわけでございます。

第一類、最も営業の不安定な開拓者につきましては、五年据え置き、十五年償還、その次に位します不安定な開拓者につきましては、据え置きなしの十五年償還、それから一応条件緩和の措置を講じなくてもいい開拓者につきましては、条件緩和を行なわないで、条件緩和に便利なるように実質一本化の措置を行なうことといたしまして、元加及び年賦金納付期限変更は、個人資金のみならず、法人資金を含めまして、すべての資金についてこれを行なうことといたしておる次第でございます。

これが大体骨子でございます。六条以下は、以上の変更契約に伴う補足的な規定でございます。

まず第六条は、年賦金の納付期限の変更に伴いまして、一月から三月までに変更契約を締結した場合は、初年度の年賦金の納付期限は前年の十二月末となりまして、締結の瞬間に延滞になるという不合理がありますので、納付期限の特例を定めたもので、これを十二月十二日から特例を認めることにいたしました。

納入告知書に記載いたします納付期限は、発行日から二十日とするのが通常

でございますので、十二月三十一日の二十日前からとしたわけでございます。せっかく条件を変更いたしましたも、直ちに延滞にならない措置を講じた次第でございます。

それから第七條は、手続が遅延したため開拓者が不利とならないように変更契約年度の延滞金、それは三十五年度、三十六年度で変更契約をやろうというところでございまして、三十五年度に変更契約をやりました場合に、三十五年度の延滞金はこれを免除して、実質的に全部四月一日に変更契約を締結したものと同様の効果を発生することとしてこの規定を設けたわけでございます。

それで七月に変更契約をいたしましたも、四月一日に変更契約が締結されたことになりまして、四月一日から七月一日までの延滞金は取らない、こういう規定でございます。

それから第八條は、この変更契約を三十五年度と三十六年度との二カ年間で行なうことを規定いたしまして、いわゆる条件緩和の変更契約なり、あるいは条件緩和はなくても実質一本化の契約条件の変更契約というものは三十五年度と三十六年度の二カ年間で全部整理してしまふ。これによって、三十四年度までに貸し付けたものは全部条件変更するか、緩和の措置を講ずる、こういうことにいたしております。

それから第九條でございますが、この法律の施行細則は、いろいろ手続的に、申し出をしたり、あるいは書類を定めたりするわけでございますが、そういう細則は、全部農林省令に委任するといふ包括委任の規定を設けて、そういう手続規定を省令で定めるといふことにいたしております。

以上が大体この法律案の骨格となる部分でございますが、それを要約いたしますと、開拓者をその営業の状況に応じまして三段階に分類いたしました。――その基準は先ほど申しましたように、政令と農林省令でやるわけでございます。

それからこの法律の施行期日を、公布の日から九十日以内で政令で定める日とすることを附則で定めておりますが、組合の財務整理とか、あるいはこの法律の趣旨を徹底するということが、公布即日施行をとらないで、公布してから一定期間PR等をいろいろやって、趣旨が徹底してから、この法律を施行するというので、九十日以内で政令で定める日から施行するという趣旨にいたしたわけでございますが、われわれといたしましては、できるだけ早くPRをやつて、公布になりまして、できるだけすみやかに、九十日以内に施行いたしまして、この条件緩和という方に向かつていきたい、こういうふうに考えております。

以上が大体この法案の内容の概要でございます。どうぞ一つよろしく願ひたいと思ひます。

○委員長(堀本宜実君) ただいま説明のありました三法案の質疑は、次回から行なうことにいたしたいと存じます。

ここでしばらく休憩いたしまして、午後一時半に再開することにいたします。

午後零時十二分休憩

午後二時二十八分開会

○委員長(堀本宜実君) 委員会を再開いたします。

この際、議題に追加して、乳価に関する件を議題といたします。

本件について小笠原委員から質疑の御要求がありますので、これを許します。

○小笠原三三男君 ただいま委員長のお話になりました乳価の問題という

のですか、これは、ジャージーの問題についてでありますので、一応ジャージーについていろいろな点を、時間がありませんけれども、お尋ねしたいと思います。

このジャージーを最近入れているのは、ニュージーランドの方から入ってきているようですが、現在日本にどの程度のジャージーが入ってきておるか、そうしてまた、それを入れる仕組みはどういう仕組みで入れているのか、それが農家に手渡される場合には、どういふ貸借の関係で手渡されているのか、その手続等の点も、簡単によろしゅうございますから、お知らせ願ひたい。

○政府委員(安田善一郎君) ジャージー種は、終戦後外国から輸入をしまして、種畜といふよりも、すぐ農家が飼育するものを輸入するようにいたしましたのでございますが、三十一年度までは国が輸入をいたしまして、国有貸付でもちまして県を経由いたしますが、国有財産といたしまして県が農林省の委託を受けまして農家に貸すという形でございます。そうしてその場合、貸付でございますから、飼養費は農家負担でございます。子供が生まれましてならば、雌の子供を國に返していただくまで、その返してもらった、国有財産となつたジャージーの雌の子供を、また農家に貸すことを繰り返して、五回やりまして、原則は五回でございますが、最後のものは売り放すという経路と方式をとっております。あわせてまして、ジャージーを入れます地区は、二百頭前後を目録にいたしました導入地域を定めまして、その場合の適当な集団飼育がされ

まする間は、その他の地区には入れないようなことを原則にしてやっております。現在まで続いております。その方式によりまして国有貸付、ジャージー導入の方式のものは、国の予算といたしましては三十一年をもつて打ち切りになっておるのでございます。子孫である子供の子返し及び再貸付が続けられておるわけでございます。

次のものは、それ以降のものにつきましては、世界銀行から農地開発機械公団が借入をいたしました、政府保証はしておりますが、その資金の一部をもちまして、自今年々千七百頭ばかりずつ、約千七百頭でございます。本年度は千三百頭、各年間において導入いたしました。これは外国へ農林省の職員を派遣して買ひまして、輸入して参りましたものは機械公団の経理になりまして、機械公団が県庁に売りまして、その県庁が農家に売りまして、それは世銀借款の償還に合いますように、長期の償還になっておるわけですが、これは売り放しでございますから、国有貸付のように、子供を返して、国有貸付にすることはございませぬ。現在おりますものは、国内におきまして増殖したものを合わせまして、約二万頭であります。

○小笠原三三男君 三十一年までの国有貸付の分は、一頭の使用料といひますか、結局は子を返すのだけれども、金が出ていくわけですか。農家から幾らくらい出ておるのか。

○政府委員(安田善一郎君) ちょっと、あつて来まして、詳細は忘れましたが、すぐあとで係の者が参りますから……。

○小笠原三三男君 売り払いの方は。○政府委員(安田善一郎君) 最後の売り払いをいたしますのは時価のようなものですか、その間に五回子供を返してもらいます間に、子供を返すのと、金をつけてもらつたのと、逐次毎年少しずつ金の分が多くなつて、最後に金だけになる、時価になるという計算のようでございます。

○小笠原三三男君 それで、現在二万頭くらいになっておるわけですが、北海道の方では問題がない、歓迎されているようですけれども、岩手県で、最近の新聞等で見ますと、不良乳牛が多いというふうなことを言われ、あちこちの農家で不平、不満の声が上がつておるといふことですが、農林当局はこういうことを聞いたことがございませぬか。

○政府委員(安田善一郎君) かねて、ジャージー地区につきましては、すなわち国有貸付をやりました場合と、世界銀行資金で機械公団を通じて導入いたします場合、借款をしてまず導入して、償還金で返してもらつた場合でございますが、そのジャージー地区は同一地区になって、ほぼ隣接したようなところになっておるわけでございますが、御指摘の問題は前からあったかと思ひますが、私は昨秋ごろ聞きまして、それは不妊牛と申しますか、第一には子供を生まない、従つて子供を生まない乳も非常に出来ない、そういうものが導入の牛の中にある場合には、国有貸付の条件でもそうだし、世界銀行借款でいへば長期償還ですから、買わせる場合において適当でないんじゃないか。代替のいい牛をかかりにするか、償還金を免除ないし軽減をするか

しないといけないんじゃないかという問題、もう一つ、生産能力が悪いといひますか、子供は生みますが乳能力が平均より落ちるというような場合に、条件を緩和するのがいんじゃないか、こういうふうな問題があることを昨年聞きまして、本年度予算期につきましてこれを考慮いたしまして、事故牛でも申しますか、不妊牛の場合には、購入しました分に相応する金を渡すように措置をしたはずでございます。出乳能力が低い悪いについては、飼育管理の指導等の強化とか、環境のいろいろなこととか、中には遺伝的性質上から来ることもありまして、なおよく調査をしまして何か手を打たなくちゃならぬだろう、こういうふうにしておる次第であります。

○小笠原三三男君 まあ、事故牛についての手当については農家の末端までまだ徹底しておらないようですが、一般にどうしてそういう不妊牛と申しますか、子をばらさない、あるいは乳量が極端に少ない、こういう牛が出てくるのか。それが飼育管理が悪いからだとか一方的にきめつけるだけではない、客観的にどういふ根拠があるのだということをお調べになっておられるのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 昨年末、そういう話を県庁の会議その他に聞いて聞きましたのですが、陳情においてまた聞きしたのでございますが、はつきりした資料とか、地元におきまして経験でもよろしいと思ひましたのが、経験によりまして理由とかいふものを添えていづれも聞きませんものでしたから、畜産課の者をしまして、専門家の役所の者をしまして調べさせま

すと同時に、購入する段階で、外国に購買官を派遣いたしますので、どのようにして実際に参つておるか、どんな注意を要して参つておるか、買うときに検査その他をどうしておるかを調査いたしたのであります。外国からごく最近、古いところはちょっとよくわかりませんが、最近、購入してから船に乗って海を渡り、内地に通過輸入しまして国内輸送するわけでございますが、日本の国土へ入りますまでは、当然これは死亡その他の事故が起きました場合は公団において処理いたします。しからば、その前にどんな牛を買ってくるかにつきましては、日本のちやうど種畜を購入する場合と同じような手続をとりまして、血統の証明でございますとか、それから体型その他、受け取る場合検定をする場合でございますが、その両親の状況を調べる等をいたしまして、不妊牛とでもいう場合の、用をなさない事故牛と認められるものは買つて参つておられないように思ふのです。船の中でむしろ子供がふえて、予定の頭数よりふえて日本に着くことの方が多い。病気で死ぬのも一、二ございしますが、ただ、生産能力が悪い、言いかえますと、牛乳の出乳量が少ないというのはまだ調査中でございます。

○小笠原二三男君 しかし、それくらいのはんやりしたことでは、おそらくここ数年米入れて経験ももう積んでおるのですから、そういうことではちょっと答弁としては工合が悪いのでね。不妊牛が、輸入の途中においてそんなことはないのだ、横浜で検査をしておるのだからそんなことはないのだといつても、現にある。現にそういうものが出てきておるとなつたら、その原因が農家の飼育上の不手ぎわにあるのかやばり品種そのものにあるのか、これらは十分徹底的に御調査になつてしかるべきだと思ふのです。また、事故牛だといつても、その全額補償なら全額補償をする制度を昨年から立てたといつても、現にその申請があるのは、秋田あたりから四頭分くらいしか申請がない。これは指導上の欠陥もあるでしょうし、また一方、県の畜産課が責任を持って導入し飼育管理等の指導をしておるから、原因がそういうところに、牛の方に欠陥があるのだからといふことでは、県としても面子上工合が悪いといふことが、あるいはないわけでもないといふふうになる。その点は農家の方に押しつけて、ああでもない、こうでもないといふやうにして一年以上たてば、期限が切れて、その補償の対象にはならぬのですから、そういう牛も相当あるのじゃないか。岩手県内でも、もうどうにもならなくて売り払う、売るとなると八千円から二万円くらいだといふのですが、もう赤字を通り越して、ただ売り払うよりほかにない。それではまる損だからといつて、仕方なくがまんして飼つておるといふのもある、こういうことが言われておるのです。だから、私は「たごた」とは申しませんが、もう少し、ここもう何年か経験も積んでおるのだし、農林当局として徹底的な調査もせられて、その原因がいかであるか、あるいは不妊牛なり、乳量の極端に少ない牛といふのは、国の責任でこれをもう淘汰してしまふとかいふようなことを考えるべきじゃないか。それでなかつたら、農家のもう信

頼を失うのじゃないかと思ふのです。が、その対策についてお尋ねしたい。

○政府委員(安田善一郎君) 少し、私、専門知識が足りないところもありまして、ぼろっと申し上げましたが、外国から購入するときには、はらみ牛を買ふことを原則にいたしまして、それで船中で子供ができて、子供ができたときには一頭分の子供を入れて二頭分になる。そういうふうにしておるのです。中、中十分わからないものもあるかと思ひますが、主として、目下の調査の結果は、乳牛方面はジャージー種を入れまして、人工授精が非常に普及しておりまして、近親繁殖から来るそういう性質が出て参るの間々あるといふのが有力説でございます。飼ひ方及び農家の飼育管理に由来はしない。また、輸送上上手に輸送しなかつたから、病気が発生して、そうなつたといふことなどはございせん。

その結論をいたしましては、やはりこれは購買官なり、機械公団なり、県庁なり、農家なり、ただいまも申しましたようなルートによりますおのおのの取引と申しますか、配付上の責任に帰すべきものでございまして、廃棄処分にした方がよい場合は、これは原則として国でやりたいと思ひまして、このための措置を検討中でありまして、そこで、次の問題は、農家がジャージー種の乳牛を政府の援助で購入する場合であります。これは長期年賦償還とすることとし、非常に導入条件はいいことになっておりますが、この場合の事故牛処理の問題は、関係機関であります機械公団でしわ寄せをするか、県でしわ寄せをいたしまして、結局、その負担を国でするという方法があります。

実は過般県庁会議をやりましたのもそのためでございます。端的な結論はまだ出ておりませんが、これは早急に、本年度導入のものについては初めからの条件、過去のものも、そういうことが明確なものは、そういうふうにする方針を実は立てさせて、目下立案中でありまして、本年度の予算の計上中におきましては、その全部が明瞭になりませんでしつたものですから、補償を一部計上した次第であります。御趣旨に沿ひまして、重要な酪農地帯にはジャージー種を入れておられますから、農民のため、また畜産振興上の貴重な御意見に沿うように、早々具体化するつもりでございます。

○小笠原二三男君 それで、こういうことを言っている人がいるのです。これは岩手大学の畜産の方の専門家ですが、ジャージーのような入れ方をした家畜はない。結局、向こうで何千頭と買い込んで、農家に直接渡し、飼育させる。日本の風土気候に合うように淘汰する分は国が責任をもってやつて、これでこの種の品種は気候風土に合ひ、責任をもって推薦もできる、保証もできる、こういう形になって農家に渡したのではない。この点がやはりいろいろの問題を起すのではないかと、こういうことを言っている。ところが、これはジャージーを入れることに反対であつてホルスタインを支持する方の側の意見ですから、適正な意見であるかどうかはわからぬのですが、岩手の小岩井農場の場長の意見として、ジャージーは非常に改良の進んだ品種だが、乳期の短いことが乳牛として致命的だ、しかし、ある種の牛を外国から入れて、それが、日本の風土に適するようになるまでには、淘汰が必要だ、ところが、ジャージーだけは輸入したものを直接農民に渡している、ちやうど農民の犠牲において品種改良を行なつておる、こういう国の施策がいけないのだ、ということをお尋ねする。この点は国としてどういう考えですか。

○政府委員(安田善一郎君) 私も最初、終戦後、国有貸付の形でジャージーを入れた事情をいろいろ聞いてみましたが、いささか勉強不足らずで、はつきりとかめなかつたものでございまして、二年前、乳価が非常に値下がりをして、いたした際に、乳価上の問題と、もう一つは、ジャージー地区を作りまして、ほぼ原料乳生産あるいは市乳のまとまった販売というふうな共同販売が可能になるほど頭数がふえます場合々々によつて、場所によつて一集乳単位で二百頭くらいないしは三百頭くらいでございますが、三百五十頭の地区もございまして、その地区以外はその地区内で子供を再貸付したりして外へ出さないために、他へ売ればもっと高く売れるものが高く売れない。それが牛乳の価格一割値下げがあつた三十三年に乳価の方と一緒に問題になりました。研究をいたしました。大体、大家畜は、気候風土あるいは草の状況とか飼育管理の仕方とか、多数頭飼育が舎内の少数頭飼育かなどによる飼ひ方等の影響もありまして、なるべく、外国から輸入する場合は種畜で輸入するのを避けた方がよいといふようなのが原則であります。たとえ農家に

配付して飼育させるのでも、輸入したものを、国立、県立、その他にこれに準ずるところで日本の気候風土に適するようにとにかく一応飼いまして、その飼ひ方の指導を加えまして配付して参るといふ方が安全だと、こういう一般論がございしますが、国有貸付を始めました当時の畜産局の専門家の考え方、その基礎になります研究といひましては、ジャージーは寒冷地域の濃厚飼料にそう依存しないで、飼料作物を作るところではそのまま導入して飼わせても、非常に人になつて、十分に飼ひ得るといふ自信を得てやうなものでございします。その後機械公団の導入につきましては、御承知の上北、根訓のバイロッド・フアームに導入いたしました、これまた必ずしも不成功ではございせんでした。粗飼料に耐えて、少量の飼料で済みますし、労力をあまりかけないで、人になつてやすい、危険度も少ない、死亡率も少ない、病気に強いといふようなこと等からいたしまして、農家は相当喜んで、希望も多くございしたので、その後引き続きやって参つておるのでございしますが、必要に応じてはほかの家畜、たとえば今年度入れますアパディン・アングスの輸入等は、国立牧場で一応受け取りまして、それから東北地方に配付して参る。経営方式も、別の放牧方式によるものは、九州あたり牧場の放牧方式の国立牧場を作つて、それから普及指導をして参る、そういう方式をとっておりますが、ジャージーではその必要がないといふことで専門家の間ではきまつたようであります。

多少の意見を持つてゐる御指摘の岩手大学の専門家もあるかも知れませんが、そうではございせん、他の家畜、また他の品種の乳牛でも起こる程度の事故牛、不妊牛といふものが導入過程において起こるといふ程度であらうと思ひますので、それに対する措置をすればいいのじゃないかと思ひます。小岩井農場の方などの意見は、御研究や御体験の結果もありましようけれども、日本の飲用牛乳なんかの關係と、ジャージー種の出乳をいたしまし場合の牛乳の脂肪率といふことでありますとか、あるいは夏と冬と生産量を調節する場合の、私もからいえば純粋の農家の飼育するものとしては不健全な飼育の仕方といふような観点、いろいろのことが考えられますと同時に、種屋さんと申しますか、種畜生産販売業者としての小岩井農場等の意見もございまして、これはむしろ農民の方に聞くとか、純粋の試験研究機関の意見によるとか、飼育管理の国立牧場の経験、種畜場の経験から聞くといふことを尊重していきたいと思つております。その關係には、事故牛の発生したものはいかにも不合理であるから何とかしなくてはならぬが、今の導入方式が、つまり農家に飼わせるものを輸入して、その足でずっと国内を輸送して導入させるというのが悪いとは思ひ、そう農民の間には声はないと思ひます。ただ、農民が入れられる場合に、先に牛を飼つておきまして、付近の地元増反農家に併用飼育をいたしました、農家が開拓地に入植する場合は日本その付近の地元増反農家に一度すでに飼われたものを導入する方がいい

のじゃないか、そういう考えは実は最初からあるのであります。以上のような考え方を整理いたしました、必要なところを必要なことで、小笠原先生の御意見に沿いますように、進めたいと思つております。○小笠原三男君 いずれジャージーに關しては、たゞいまお尋ねしたような点で、優良なジャージーが育成されるということ、この際徹底的に御調査もなすつていただいて、淘汰すべきものは淘汰する、よいものは伸ばしていくといふことで、積極的な指導をやつていただきたいと思ひます。それから次に、乳価の問題ですが、これを導入する際は、ホルスタインに比べて乳量は少ないが、脂肪率が高い、粗食に耐える、飼育管理が容易である、幾多の長所美点をあげて農家に飼育させたわけですから、奨励したわけですから、現在までは、ホルスタイン種が脂肪率が三・三〇程度といふときに、ジャージーは四・五〇から五・五〇くらいであります。従つて、岩手県の原料乳の価格で見ても、相当の値開きがあつて、採算がとれるという形だったので、詳しく申し上げますと、ジャージーの乳価は、脂肪率三・三〇程度までホルスタインと同じだが、それ以上三・八〇までは一キロ当たり〇・一〇に上つて六十五銭を加算する、三・八〇以上は〇・一〇当たり五十銭にする、こういうやり方で加算があつたために、十三円五十銭から十九円十二銭五厘といふのが、一・八七五キログラムですね、一升についてといふことで、よくか、それくらいの値開きがあつた。普通三十九円台のものが五十二、三円台でまた取引できておつたわけな

んです。ところが、今度森永さんと明治さんの方が、経済連との新年度の乳価交渉に對しての回答を見ますと、全乳価について三円の引き上げをするが、しかし、このジャージーの脂肪率についてはもうさういふふうな……。さつき申したのは間違ひでした。結局、三七〇以上については、もう六十五銭をやめて五十銭だけのものにする、こういうことになつたために、一日当たり十円前後の値引きになる、一月にすると三百円から違ふという問題が起つてきたわけなんです。こうなると、乳量は少ない、脂肪率に沿つて高くは買つてもらえないといふことになる、ジャージーを飼育している農家といふものはもう非常な打撃を受けるという難問題になつたわけなんです。森永の方のおっしゃるのには、新種育成という趣旨でのめんどろはもう見切れない、脂肪率が高いといつても、それはバター以外にはもう使えないのだから、かえつてバター以外のものに使うといふのは脂肪を抜くなどという手間も要つて、高い脂肪率のものは困るのだ、こういうことを言つたり、あるいはメーカーの欲しいのは脂肪ではなくて、無脂肪形物なんだ、ジャージーの乳はホルスタインより脂肪率が高いが、それに並行してこういう無脂肪形物がそれほどふえないので、ジャージーの乳に含まれる無脂肪形物は、脂肪率三・七〇あたりを境にしてホルスタインとはとんど変わりがなくなつてしまつた、脂肪率が高いからといふことだけで高い乳を買ふといふことでは、メーカーはやつていけない、長野県の八ヶ岳酪農会社だつてもうさういふことはやめてゐるのだ、全国的

な傾向としてさういふものは廃止される傾向にあるのだ、従つて、経済連側の要求はいれられないといふことで、今問題になつてゐる。で、経済連といふ、県といふ、これは独自に一地方だけの問題でなくて、ジャージーを入れている集約酪農地域、全国の問題なんだから、農林省に考へてもらわなければならぬといふことで、農林省の方に転嫁してゐる。メーカー側の方は強硬である。こういう問題がある。第一に申し上げました不妊牛とか、あるいは乳量が極端に、二升くらいしか出ない、三升、四升といふのはざらにあるといふような、こういう牛をかかえた農家といふものは救われない、さういふ考え方からして、農林当局も何とかこれについては解決策を考へる責任があるように思はれる。さうは、私は、もうただお尋ねの程度だけにするので、こういう聞き方をしているわけですが、さういふ困難な問題が起つておることを、県当局から畜産当局もお聞きになつておると思ふのだが、会社側に対して何らかの手を打たれたのか、打とうとしておるのか、その対策について一つ御説明願ひたい。○政府委員(安田善一郎君) 問題は、四月一日に政府が相当強力な指導もいたしまして、かつ、業界には協力要を求めまして、法的根拠は明確にありませんが、酪農振興と消費増進に莫大な国費を使つておること、内外の酪農といふような情勢につきまして必要がある、生産者価格の値上がりによる値上げ的な改訂を懸念いたしておつたのであります、四月一日に、全国でならしてみますと、一升当たり平均のおおむね三円値上げになつておる。北

海道に一升当たり二円、高いところは一升当たり十円、十二円のところもありました。しかし、平均的にいいますと、今申しました三円の値上げになりました。それは三十三年の乳価下落のその前をある程度上回っている値上げになりました。米麦その他の農産物間のバランス、また農業労働の現状に即して、これならば、年々増加してくる酪農であり牛乳生産であります。消費費でもありますが、成長の停滞を顯著には見せないで、適切に増産がはかり得るであろうという期待を持っております。わけであります。まだ一部正式に売買両当事者による最終決定になっておられぬところがありまして、御指摘の問題もその未定のことの一つであります。

生乳の取引は、酪振法にも従いまして、売買両当事者間の自主的な交渉が第一でございますが、きまりまする値段の公正を期する上におきまして、契約内容を文書にしまして県庁に届けをしてもらおう。その際に、きめ方も問題でございますが、額そのものについて、必ずしも意図をいたしておきませんが、適当と思わない場合は県知事はこれを改訂勧告をすることができ規定がございまして、また社会的、政治的には、あるいは農林省がジャージーを導入しジャージーを勧めるのは、飼育管理が農家にいきなりでも適する、粗飼料に耐え得ることと飼いやすいことと、国内——外国を参考にしてもそうですが、脂肪率の取引が中心的な取引の基準であります。そういうようなことを考えまして奨励いたしたといたしましたから、農林省も指導上のことといたしましては、あるいは弊害を除去するという点におきましては責任と申しますか、無関心でない点でございます。

そこで、御指摘の点でございますが、知っておったかどうかにつきましては、先週の全国県庁の、都道府県の会議におきまして、事情を岩手県から聞きまして、その前は価格改訂交渉中がございましたので本省にまだ報告はございまして、正式の決定という意味においての報告は、まだ県庁から参っております。しかし、会議においての発言によりまして、問題を調べて、相当程度に調べてあります。内容はおおむね小笠原先生のおっしゃるような状況でございます。これに対しては、会議の席上いろいろ言われもいたしました。が、名案がございまして、早急に、私の試案というところで早急にこれを、この改訂にも間に合、将来にも支障を来さないようにというところで案を出しまして、それを中心に早急に措置して、メーカーにも農家にも、酪農振興や乳製品製造にも適切な効果があるような何らかの措置をとることというに、県庁との間は申し合わせ、努力することにいたしました。

その内容は、私の試案によりまして、と、価格改訂の程度は、脂肪率取引をするか、あるいは一定の脂肪量以上は固形分の内容量の割合と申しますか、それを考えてきめるかを、まずそういうことを考えずに従前の価格と値上げをする今後の値段との間に本来乳代を幾ら上げるかということの方から割り出したきめ方をすること。脂肪率、固形分を標準とする取引値段をきめまして、その牛乳、ジャージー牛乳、あるいはホルスタイン牛乳というものを、どういうふうに値上げすることをもとにして、それがよくわかるように、だから内容次第で、ごまかしきめるということではなく、かつそのきめ方は当事者交渉によることが第一でございます。それから、農民及びその団体側が共同販売する、農協などでございますが、それがそれでいいということになれば、官庁は介入の余地はございませんけれども、自然なきめ方のうち、いかにも不合理だと思ふ内容である場合は、やはり指導をして差しつかえないと思われから、指導する。

そしていかに交渉が行なわれ、今までの最終段階に近いということにはまず別といたしまして、私どもの調査研究では、ジャージーは脂肪率が五・一％ぐらい全国平均にございまして、これに対してホルスタインの脂肪率は三・三％ぐらいであります。固形分はジャージーが八・八％ぐらいで、ホルスタインは八・〇％ぐらいでございますが、この両者の牛乳を通じまして、脂肪率が三・七％ぐらいで来る場合には、固形分と脂肪分とが並行して増減いたします。三・七％をこえる場合は、固形分が相対的に減つて参るのがあります。一頭当たりの出乳量全体はホルスタインが多く、何升という容量においては多く、ジャージーの方が少ないわけではあります。そこで、三・七を、従来は過剰時代とも思われるこの数か年、三・七をこえても脂肪率に応じて値段が当事者間で定められておった。この夏にかけましては、冬の時期については若干問題はありますが、いわば全国的に見ると、大消費地を中心にして牛乳が一部供給不足を感ぜられる時期であるので、積極的に脂肪何％以上をこえては脂肪率の取引を、従前の内容にない固形分の相対的な減少を加味して値上げ率を下げる。ということは、全体の乳価の上げ方を少なくするというところであります。

ところが、全体の牛乳の乳価の値上げの程度をどのぐらいにするかは、京阪神の市乳地帯を、日本の国土でいえば富士山のようになりまして、四大消費地に地域にときどき高い山があります。そこを頂上として、北海道から九州まで、多少の差はありますが、地域差と用途別の差で非常にこまかくできておるわけがあります。そこで、一升当たり、脂肪率が何パーセント以上ありまして、固形分がまた脂肪率に照応して増減するかしないかによりまして、乳価を平均に一升当たり二円以上引き上げるのが適当ではないかという、まあ二円とはつきり言っておりませんが、言外に二円以上引き上げるとは適当ではなからうか。そうすれば、三十三年の値下げが行なわれて酪農不安が起きた時代、以前に参るのではないかと、現在の需給事情と企業の負担にも耐え得るのじゃないかと思つておるわけでございますが、北海道はまあ平均二円でございまして、東北に至りまして、従来とも北海道と乳価が同じところにおきまして、一円上げの一升当たり平均三円値上げする様子が見えておると、中間報告が参っております。詳細のことはまだ参っておりませんが、そこで、農民、すなわち売主に脂肪率と固形分の操作によりまして平均一升三円という値上げを、二円か三円かの問題がございまして、三円という値上げを言

で、ジャージーの脂肪を多く、特に三七％以上の脂肪率をこえた場合、固形分が相対的に動く場合であっても、どういふ関係に立つかを調べてみて、早急に指導したいと思つてゐるのであります。一兩日中にこれは行ないたいと思つてゐます。今日までわかりませんでしたのは、まだその当事者交渉、それから乳価水準、具体的な乳価価格の決定、また県庁からの御意見、報告、こういったのがおくれつておつた次第であります。

○小笠原三男君 そうすると、今後の指導において、従来のジャージーを持つてゐる生産農家が受ける価格以下にはさせないつもりだと、それに対して三円なら三円の値上がり、北海道の二円なら二円の全体の値上がりそのものは考えられる、そういう指導の仕方をまあ考えるのだ、端的にはそうお聞きしておいてよろしくございませうか。

○政府委員(安田善一郎君) 精神をここに置きまして、額は幾らと言いたくないし、また言うべきでないと思つてゐるのですが、生乳一升平均二円値上がり程度以下の場合には、これは変えるなどと言いたいのではありません。平均二円を上回るような場合については、やはり酪農振興とか、この原乳を買つた乳業者がその乳製品の販売その他経営上負担に耐えると思つた場合は、従来の標準による価格改訂より相対的な値下がりをするように商慣習を変えないことが望ましいと思つてゐます。たとへば平均一升三円上げの場合なら三円として、両当事者間で定めるのが公正であると思つてゐます。すなわち買手側が売手方をごまかしてやつてはいけません。

し、表面三円のように實際二円七十銭になつてしまふのは不明朗な取引と言わざるを得ません。しかし、売買の両当事者が十分な話し合ひを以て三円と二円を二円七十銭だということにできれば、紛争もなく、円滑公正な取引が行なわれるのであるとして取り扱つてよいと考えられます。

それで、例として具体的に計算してみます。試算でございますが、岩手県下の森永関係で例をとりますと、その地区で従前、すなわち四月以前一升当たり基本乳価三十八円、脂肪率四・七六％くらいになつておるところがあります。この場合は、ジャージー牛乳が一升当たり五十三円五十五銭になるわけでありまして、基本乳価三十八円と申しましても、脂肪率による取引であるから、ジャージー種の牛乳取引におきまして五十三円五十五銭であるというわけでありまして、四月以降は、基本乳価は一升当たり三十八円が平均三円上がる。この計算において、ジャージー牛乳は一升当たり五十七円一銭のように算出されます。これは御指摘の脂肪率三・七％をこえた場合の単位当たり乳価をちょっと変える場合であります。これに対して従前通りの脂肪率高をやりますと、一升当たり五十八円一銭で、五十七円と五十八円と一升当たり一円違ふわけでありまして、このところは一般的な指導精神と牛乳の需給及び価格の現状について考え方からしまして、当事者がその一円についてはそれで乳価としていいと言われれば、公正取引と言へる。紛争があれば、県知事、農林大臣があらせん調停いたします。また、現に問題ありとして、より一そう取引を合理的

にし、牛乳の生産を増強する必要があるとか、また乳業者も不正な利益のために価格の立て方を変えるんじゃないかという理由等がある、当事者の公正円満な交渉が妥結せず、交渉が長引いたような場合をかりに想定いたしますと、それらの場合にはその紛争のあつせん調停をするとか、またその前提とすべき適切な、違法にわたらない指導等によりまして、やはり標準の取引方法を変えない方がいい。少なくともこれを要しないことを最大限に両当事者が努力していただきたい、そういうふうにするつもりでございます。

○小笠原三男君 そうすると、農林当局としては、今のメーカーが回答しているような三・七％以上はもう打ち切りだ、脂肪率によつては買ねといふようなその態度は、基本的に根本的にいけなかつた、そういう態度はいけなかつたことだといふことだけははっきりしてゐるわけですね。

○政府委員(安田善一郎君) 新しい問題を御提示になりましたが、両当事者の価格の折衝にあつたが、御承知の性格を持つ牛乳の生産と販売、購売でございますから、牛乳を従前買つておつた地盤につきまして同意しなければ買わない、そういう措置は違法か、違法でなければならぬと不相当としまして、乳業者に対する助成その他を打ち切るつもりであります。

○小笠原三男君 それでは、一兩日中に具体的な指導の線も現れるのですから、そのあとでまた問題があるたらお尋ねすることいたしますが、結局、本日お尋ねしたように、ジャージーそのものの飼育の問題、乳価の問題、これは不可分の問題ですから、他

のホルスタインとの関係からいへば。従つて、国としても特段なめんどろを見ていただくし、またその指導をしつかりやつてもらわなければ、やはりジャージーの奨励というよりは、ホルスタインに戻る、こういう結果が具体的に出来ると思う。これでは大へん遺憾なことですから、善処を要望しまして、本日はこれだけにしておきます。

○東隆君 私は、今のジャージーの問題について質問をいたしますが、ジャージーを入れた所は、これは今まで牛を飼つていなかった所あるいは開拓地、そういうような所に中心的に入れたら、それを入れたときに相当な、たとえばホルスタイン協会等を中心にして相当な反対のあつたことは、これは私もよく承知をいたしておりますが、しかし、それにもかかわらずジャージーを入れた、そして入れた地帯は私は相当喜んで思つてゐます。岩手県の場合においても、私も私どもが行つたとき非常に喜んでいましたし、それから北海道なんか、たとえば日高のように入れたのは、これは非常に喜んでおりました。しかし、その後の情勢を考えると、私は、やはり開拓者が飼つておつたものはその段階においては、ちよつとよかつたのでありますけれども、年月がたつて従つてホルスタインの方を希望する農家がだいたいふえてきてゐるのじゃないか。そういうような情勢が各地に起こつてきてゐる。それに加えて、今の乳価の問題だの何だのになつて、問題が起きてくる。こういうのが、これが私は今の情勢でないかと、こう判断をしてゐるわけなんです。

それで、私はジャージーそのものが根絶をするようなそういう方法をとる必要はないと思つてゐます。しかし、ある程度自由にやつていくような地帯もだいたい出てきてゐる。ホルスタインを飼つてもいいのじゃないかといふような地帯もあると思つてゐます。ですから、そういうようなことで自由選択ができるようなことも考へてもらわなければならぬ。

それで、北海道に昔赤牛のエアジャージーといふのがあつたのです。これは少しジャージーよりも性質が乱暴で耐えて、そして脂肪も多少は高い、こういうような牛で、そして北海道なんかには相当勧めたこともあつたのでありますけれども、そういうようなものも年月がたつて従つてなくなつてしまふのです。こういうような歴史的な経過をたどつております。私は、やはりジャージーもそういうような形を呈するのじゃないか、こういう考え方を持つてゐるわけなんです。

しかし、私は、飲料乳として、市乳だの何だのその方面に向けるには、ジャージーの乳はあまり適当してないと思つてゐるのですけれども、バターを作るといふような、少し交通の不便な原料地帯、ことに開拓の、牛についての経験を持たない、こういうような所は、これは国が相当力を注いで、そしてそれが有利に展開するような方法を講ずるといふのは、これはもう当然とらなければならぬことである、こう考えますので、この調節をやはり十分に考へてもらわれないと、酪農の政策としては私ははなはだ片手落ちじゃないか。だから、もうホルスタインに移

りたいという所へ一生懸命に
ジャーシーを飼わなければならぬと、
こういうような形をとるべきじゃなく
て、変わるような地帯ならば、私は十
分変わっていくような方法を講じても
いいのじゃないか。そして、もっと適
当する所にジャーシーを移すという方
途をとっていいのじゃないか、こうい
う考え方なんです、これは北海道の
簡単な例ですけども、少し農家が進
んできた、やはり乳量の多いホルス
タインを飼うと、こういう何ができ
てくるだろうと思う。これを一つお考
え下すって、機械開発公団だの何だの
扱うというの、開拓地帯に持つてい
くということが中心だろうと思う。農
林省がとっておる考え方一つも間違
いはないと思うんですけども、もう相
当の年月がたつて、そしてホルスタ
インを飼いたいという地帯にまで、そ
う頑強にがんばる必要はない、こうい
う意見を持つておられますから、一つ
その点をどういうふうにお考えです
か。

○政府委員(安田善一郎君) 東先生
の、ジャーシーとホルスタインと両者
にわたります飼養の奨励の仕方、家
畜導入の援助の仕方、全く同意見で
あります、これは本年度から実施をい
たしたい、そのようにいたします。従
来の制度と変わります——制度とい
いますか方針でございますが、変わ
りますことは、その方針を文書にも明
かにして書きたいと思っております。
世界銀行資金によります機械公団経
由のジャーシーは、各県から明確な頭
数によります希望量だけ本年度は輸
入することにいたしました、千三百頭
であります。去年以前は千七百頭で
ございました。また、再来年は輸入を

やめようかと実は思っております。あ
わせまして、今度は日本の東北の方の
地域、あるいは寒冷地域と申しますか、
その中の特に開拓地域を中心にして、
まず国有官営、その次は補助、その次
は融資あつて利子補給、その他は
ただ奨励指導する、そういうふうな
農とか、収益度合いとか、経営の零細
性とか、開拓の有無とかということ
を考えて、補助の厚さを変えるよう
に運営を、従来もしてきまして、も
う少し明瞭にいたしますと同時に、ほ
つとジャーシー地域の地区外への子
供の移動統制とか、親も売り払い
たいという場合に正当な牛代をとる
ように、制限がありますと安くなり
ますから、それを撤廃いたしますと
か、日本に今全国的に私も奨励を
いたしまして、乳製品製造よりも、
それが必要だが、飲用牛乳で消費
することをなるべくやった方がいい。
それは農家のためでもあるし、消費
者のためでもある。あわせまして、
飲用牛乳の消費は関東以西、特に
北海道以西、西日本の表日本に乳
牛の不足があつて、消費の伸びが
大きい。乳牛の移動も東北から
西の方へ動いておりますが、単に
動くだけではない、これを増産面
でやるべきだと思つて、ともあれ、
飼牛の圈内が広がっておりますので、
それに応じては、ホルスタインを
飼うことがより適切であるという
所も、どんどん拡大いたしております
から、一それをお知らせして、東
先生の御意見のようになつてお
ります。

○東隆君 別なことですけども、乳
価に關連して、私は、例の今まで
チュラル・チーズを輸入してござ
いたが、それで今度は脱脂粉乳を
またお

入れになるような何ですが、これは
か酪農を振興させる意味において、
特に原料乳を精製して、原料乳を
加工しておるような面が非常に響
くのか、こういふ心配をいたして
おります。この点は、どういふ
ような計算でおきめになつたので
すか。

○政府委員(安田善一郎君) 牛乳の
需要も、昨年度から引き続きまして、
本年度、特に二月には各県庁に
別して、牛乳の過去の生産見込み
から本年九月まで、また、参考に、
その後の本年度内生産の見込みを
出しまして、飲用牛乳と乳製品の
生産の見込みをとつてみました。
乳製品は、飲用牛乳の生産消費の
残に、性質上、飲用牛乳の生産
消費の残に、なるわけでありま
す。そうすると、乳製品の供給の
面が出るわけでございまして、
消費は必ずしもよくわかりませ
ん、飲用牛乳の消費を、従来の伸
びと乳製品の売れ行きというものを
過去の統計の示す実績とか購買力
の現状から測定するよりほか仕
方がございせんが、おのずから、
そうしますと、そこに在庫とい
うものが出て参ります。二年前は
乳価値下がりとか、乳製品の在庫
が非常にやかましくなつたこと
とでも一つの指標がわかるわけで
ございまして、ところで、牛乳の
原料には、生産されますと市乳を
引いて残りは乳製品になつてお
るわけですが、その生産の伸びが
あまり大きくありませんし、在庫
は昨年よりうんと減少してござ
います。

きましては、北海道は牛乳、乳製品
の生産増、その他のときは生産が
減ずる、本州の方はその逆でござ
いまして、夏は生産が減りまして
消費がうんと増加する、そういう
状況がございまして、昔からあ
まり、政府がこの問題にタッチ
する前におきまして、夏乳価、
冬乳価等の問題もございまして、
特に夏の消費増というものは七、
八月にございまして、七、八月
には都会の市乳といつてござい
ます、普通の牛の増加と牛から
出る牛乳の増加では、年間の季節
変動として間に合ひかねる点
が出ておるのが通例のようでござ
いまして、反面、冬はこれは余
りというところも一つの問題で
通例的なものであるようござい
ますが、そこで、調節をいたし
まして、優良なものは衛生法規
上の検査も受けまして、乳製品
を、たとえば脱脂粉乳、それに
脂肪のバター等が要りますが、
あるいは全脂粉乳が要るわけで
ございまして、それを、夏季の七、
八月中心に還元牛乳といひま
して、牛乳の中に乳製品を戻し
て飲用牛乳にするというところが、
実際は行なわれてゐるのが実情
のようございまして、特に、その
関係がひどいのは京阪神地区で
ありまして、京阪神、京浜、中
京、北九州という大消費地にお
いては、それが一般のようであ
ります。その時期の供給の増
加、需給の調節をいたしまして、
毎年二月前後から、需要者プラ
ント、特に中小プラントを需要
者といひまして、乳製品の製造
業者とか製造地帯といふところ
に向かひまして、買氣が旺盛に
なるわけでありまして、今年の
状況を脱脂粉乳——その一番主
原料の脱脂粉乳について見ま
すと、生産も昨

年よりは落ちてゐる。それは飲用牛
乳がふえておるといふ裏であります。
在庫も、工場在庫、業者報告の
メーカー全体の在庫も減つて
おりました、かりに四大消費地
の飲用牛乳の消費を最近の月、
今までの毎月のような伸びで
いふと見まして、需要はそう果
敢に見積もつておらぬと思ひ
ます。そういたしますと、脱脂粉
乳の還元牛乳、普通の白い牛乳
という意味ですが、それだけで
千百トンの脱脂粉乳の不足が見
込まれるのであります。他方、
脱脂粉乳は、その七、八月以外
にも、普通牛乳にもある程度は
使われぬことはありませんし、
菓子原料でありますとか、その
他にもアイスクリーム等に使
われるわけでありまして、嗜好
的食品にも使われるわけであ
ります。

そこで、大カンの練乳であり
ますとか、あわせてバターであ
りますとか、その他の乳製品の
生産、すなわち飲用牛乳を除
いて原料牛乳からできる乳製
品の生産在庫を見ますと、また
生産と在庫との状況は同様で
ございまして、一番主要な大衆
向けの飲用牛乳を、夏に向か
つて確保したい、還元牛乳用
だけに限る、そういうふうに見
まして、嗜好的な需要の増は
認めないといひまして、約千
トンの輸入を要しますので、そ
こで、第一には、今回の四月
の値上げを懸念して、値上げ
をおおむね完了しつつあります
が、農家の販売乳であります
が、もともとの国産の牛乳の
増産をはかりまして同時に、
さらに今月からは飼料を、飲
用牛乳向け及びその価格を
むやみに引き上げないことに
協力をする、その関係の乳
業者と原料乳を供給する酪農
地域に對しまして、その

えさというのは、輸入脱脂粉乳を主原料といたしますが、小麦粉とか魚粉とかいうものをまぜました牛の母乳代用のえさでありましたが、それを北海道でいいますと、今回四月一日値上げした後、農家還元脱脂粉乳であります原料等を買いました、市乳をとった残りの脱脂粉乳を牛の子供用に、一升当たり十四円五十銭でございまして、これを下回る価格で配給いたしました。人工母乳のようなものです、それを配給いたしました、そしてほんとうの国産脱脂粉乳を増産する。それは、生乳を全体的に増産すると同時に、国産の乳製品を増産する。そしてこれを大消費地の飲用牛乳のメーカーに出荷をしていただきます、先ほど申しました不足分の残りがあつたら輸入する。そういう考えであります。あわせて、輸入は七、八月の消費に充てるつもりでございまして、それ以上にはわたらないようにいたしまして、酪農家の牛乳の増産ということと、国内乳製品の増産に、価格の下落を避ける、それを十分に気をつけて、その程度でいたしたい。また、それが広く国民消費大衆の方の御意見である、こういうふうな考えておる次第でござい

す。

○委員長(堀本宣実君) 他に御発言もなければ、本件はこの程度にいたします。

○委員長(堀本宣実君) 次に、貿易・為替の自由化と農林水産業に関する件を議題といたします。

本件につきましては、去る四月五日、経済企画庁、通商産業省、大蔵省及び外務省当局から、それぞれの事情及び

方針、作業の状況等について説明を聴取いたしました。本日は農林省当局から農林水産関係の事情等について説明を聴取いたします。

○説明員(松岡亮君) 農林省といたしましては、この一月に貿易自由化促進閣僚会議が設置されました、その申し合わせによりまして、各省とも五月末までに農林水産物の自由化計画の具体的なプログラムを立てるという申し合わせができましたので、それによりまして現在作業を進めておる段階でござい

ます。大体各局の一応の検討資料というふうなものが最近にでき上がりまして、来週あたりからそれを全体として調整する作業に入りたい、かように考えておるのでございます。その全体的な調整作業が終わりますのが来月の下旬ないし中旬くらいになる、かように考えますと、その後各省間の意見の調整もあつて、大体やはり具体的なスケジュールと申しますものができ上がりますのは五月末ごろ、既定の計画の目標になっております五月末ごろになるかと考えます。

そこで、この作業は小分類で品目ごとに検討いたしますので、非常に数が多いにしても数百あるいは千以上というふうな数になりまして、なかなか作業が困難であります。それから、たとえば砂糖の問題を取り上げます場合に、それこそ、ただいまお話しになりました乳製品の関係もございまして、菓子との関係もございまして、あるいはジュースとかカン詰の関係も出るというふうなことで、関連が非常に多いために、技術的にも非常に困難があるように思ひます。相当手間取つておる状況でござい

ます。

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○説明員(松岡亮君) ただいま委員長から、先般ジュネーブで開かれましたガットの貿易拡大第二委員会の様態を報告せよというお話でございまして、このガットの貿易拡大第二委員会と

申しますのは、ガットの加盟国の間に、まあグループに分けますと、先進諸国と後進諸国、あるいは工業国と農業国というように大きく分けられるわけでございますが、そのうち後進国と申しますか、あるいは農産物輸出、農業国といったグループから、最近における世界の貿易の拡大の中で後進国あるいは農産物輸出の輸出があまり伸びていないということ、これはガットに限りませんが、いろいろな国際機構で問題になっておるのでござい

ますが、特にガットにおきましては、いろいろな貿易上の取りきめがございまして、ガットの中におきまして特に強く、これは先進諸国における農業保護政策の影響によるものであります、ということ、この工業的に発展した諸国の農業保護政策をガットの面において何とか制肘を加える必要がある、こういうふうな動きが強く出て参つたのであります。それが一昨年ごろまでの状況でございまして、それに対して、有力な諸国、アメリカとかイギリス、そういうような諸国として

はこれを無視できない、またその他の先進諸国にしましてもそういう動きを無視できない状況になって参りましたので、この貿易拡大第二委員会というものを設置いたしまして、各国の農業保護政策に対してガットとしてどういう態度をもつて臨むか、ガットの協定の運用上いかなる方針を進めるかということの検討を始めたのであります。

それで、第二委員会としましては、まず各国加盟国を全部一つ一つ呼びまして、第二委員会におきまして各国の農業政策の基本と申しますか、農業問題の実態を調査し、またそれに対して

どういふふうな農業のための保護あるいは支持の施策を行なっているかということを検討しつゝあるわけであり

ます。この二月に開かれましたのは第三回でありまして、それまでにすでに十数カ国が審査が終わつたのであります

が、日本はその第三回のグループに入りまして、アメリカ、フランス、イタリア、それからフィンランド、オーストリア、ノルウェー、それからニュージーランド、この七カ国とともに審査を受けたわけでござい

ます。

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

○委員長(堀本宣実君) 速記を始め

策でございます。後進諸国、たとえば東南アジアのような諸国にも農業問題がないとは言えないわけでございますが、しかし、そういう国ではほとんど農業が主体であり、輸出は農産物が主体である。こういう国においては保護というものはあまり意味がない。むしろ土地制度の改革、あるいは華僑が支配しているような流通組織の改革というようなものが必要なわけでありまして、こういった諸国が保護をすることは大して意味もない、また世界市場にも大した影響がないわけでございますが、逆に日本を含めて工業国として発展しつつある国は、農産物の消費市場としては非常に大きな市場を持った諸国でございます。たとえばアメリカにしましても、イギリスにしましても、フランス、ドイツ、イタリア、あるいは日本というところは、人口も多くて、生活水準も高い。従って、農産物の消費も非常に大きい。そういう国が国内の農業を保護するためにいろいろな施策をやるということは、これは世界の農産物貿易に対して甚大な影響がある、こういう考え方に立っておるのであります。こういう先進諸国の農業政策が問題になっておるわけでありまして、先進諸国において、しからばなぜ農業政策、農業保護が必要であるかというところを、各国はどういうふうに説明しておるかというところでございますが、結局、せんじ詰めて申し上げますならば、工業化あるいは経済が発展する過程において、農業の方は有効需要の伸びが工業品のように伸びない、あるいは技術発展の技術革新のテンポにおいてどうしても農業は時間がかかる。それから構造的に申しまして、

農業に人口が滞留する傾向が強い。そういうようなことから、経済発展過程において、農業がおくれをとる。そこに所得あるいは雇用水準の較差、ディスパリティが生ずる。こういう状態では先進諸国においても国内において後進国をかかえておるようなものであるから、それに対してはうっておくわけにはいかない。社会問題を引き起こすことも多いのである。ほううてはおけない。こういうのがまず簡単に各国共通の問題、共通点を申し上げますと大体そういうことでございます。

日本もそういう点を特に言ったのでございますけれども、日本としましては、日本は工業的に発展しつつあるけれども、西欧諸国のような完全雇用の状態にはない、一そう問題は困難であるということ、特に強調いたしました。それから、もう一つの点としましては、戦後日本は非常に徹底した農地改革をやった、古い型の土地所有をなくしたけれども、それによって農民が得た地位というものを持っています。この点、日本の民主主義の発展のためにどうしても必要である。そういうことから、日本においては特に現在農業人口も多いことであるし、農業政策に相当の重点を置かざるを得ない、こういう説明をしたのでございます。

多少色彩が異なった説明をしたのは、まあスイスとかオーストリアとか、そういう中立主義を標榜しておる国でございまして、こういう国は、今の工業と農業との較差だけではなくて、政治的な中立を維持するために、国内において農業生産を維持しなければならぬという説明をいたしております。これは申すまでもありませんけれども

も、スイスは二度の大戦で国境の外は全部戦場になったわけでありまして、その中で食糧生産を維持して中立を守り得たので、今後中立を堅持するから、この方針を変えることはできないという説明をしたのでございます。

それからまた、ちょっと変わった説明をしましたのは、アメリカとイギリスであります。これはまあ指導的な大國でありますから、そのほかの工業國とはおのずから態度がちよつと違ふわけでございますけれども、たとえばイギリスを取り上げますと、イギリスとしては自由なる取引、貿易も国内取引も自由にしていく。国内自給政策、セルフ・サフィシエンシー、いわゆる自給度向上政策もとらない。しかしながら、農業と工業の間に、明らかに農民所得が低いという関係があるから、それは国の財政力でもって、最近有名になりましたけれども、いわゆるデフィシエンシー・ペイメント不足支払いと申しますか、そういう方法で、適正な生産費と市場価格の差、小麦にしましても、砂糖にしましても、牛乳にしましても、その差額は国の補助金でカバーしていきこう、こういう政策を出しておるのであります。これは貿易も自由にして、国内取引も統制はしない、しかしながら農民所得に対しては國が責任をもつて処理する、イギリス流の伝統的な自由主義ではございませぬけれども、何と申しますか、新しい自由主義と申しますか、そういうようなことであらうかと思ひます。

それからアメリカの方は、これは何といつてもガットをリードするような立場にある國でありますから、自分の

国内で農業保護を今後も絶対にやるんだということを強くは出しませんし、また自給政策というようにも出さないわけでございますが、しかし、アメリカにも、いかに富裕ではあるけれども、百五十万の低所得の農民がおります。これは工業が発展し、雇用がふえても現におるのである。それをほううておくわけにはいかない。それに対してアメリカとしては、いろんな農業保護のための施策をとらざるを得ない、こういう説明をいたしております。で、アメリカはさすが大國でございますから、自分らとしては國際的な協力の正しい方向で施策はしておるつもりだし、價格支持の方法も最近弾力的にしたし、レベルも下げてきた、そういうことを、これは言いわけだとは思ひますけれども、そういう説明もつけ加えております。

そういう状況でありますので、日本としましては、全体としての農業政策の基調、あるいは個々の價格政策なり補助金政策等につきまして、何も外國に比べて過度のことをやっていると申してもございませぬし、あるいはそういう見劣りのすることやっていると申してもないし、私どもは考へて参つたのでございまして、ただ、何と申しましても、日本において問題となるのは、やはり貿易の自由化率が高い。これは何と申しましても、外國に比べて低いわけである。強度の輸入制限による保護を加へている、この状態については、各國からかなりの批判を受けるであらうということを覚悟して参つたのであります。はたしてその通り、その点については、基本政策につきましても、個々の品目につきましても、執拗な質問を受け、批判を受けたのでござい

ます、基本的な点におきましては、日本は一体自給政策をとっているのではない。全体として農産物あるいは特定の品物を取り上げますと、砂糖については自給政策をとっているのではないが、こういうことは日本としては資源の乏しくて人口の多い國としては賢明でないじゃないか、もっと貿易を興して、広く資源を利用し得るような經濟政策を行なうべきではないか、こういう質問——批判といつていいかと思ひますが、まあ一々どう答へたかは申し上げませんが、そういう批判がございました。それから、全体として自由化の程度が低い。日本は最近非常に國際收支がよくなつた、外貨もふえた、經濟の成長も早い、それにしてはちつとも自由化が進んでいない。ほかの國は國際收支がよくなるにつれて、どんどん自由化しているのに、日本は一体どういふわけだ、こういう質問がございました。そして、それに関連しまして、一体協定のうえで、加盟國は國際收支を擁護する、つまり國際收支の困難を解決するために輸入制限ができない、國際收支がよくなれば制限を緩和する義務を負つていくし、また國際收支を擁護するという理由がなくなれば、全面的に自由化しなければならぬ、特定の品目については協定に従つて義務免除を受ける方法があるが、日本はそういう段階が来た場合は、農産物については何と何を義務免除を受けたつもりか、こういう質問がございました。これについては、先ほど申し上げましたように、五月末までに具體的なプログラムを作る予定で、それ

までは具体的なことは言えないけれども、少なくとも米、麦、畜産物については自由化することは困難であるというのを、われわれとしては申ししたのでございます。そのほか、いろいろ食糧管理の運営、あるいは価格政策、それから東南アジアとの双務協定、輸入制限のやり方等について、種々の質問あるいは批判がございました。これらはいずれも、私どもとしては予想して参りました質問でありますので、それ相応の答えをしたのでございます。

何と申しましても、会議全体を通じて、日本にもっと自由化を望む声が非常に強かったのであります。ただいま、畜産物については輸入制限の撤廃は困難であるという御答弁を申し上げましたけれども、酪農品のごときは、その会議に参加して参りましたオランダ、デンマーク、ニュージーランド、オーストラリア、これらの酪農国から、繰り返し繰り返し自由化すべきではないか、自由化した方が商品はあるだろう、それがまた国内の酪農にとってもいいのではないかとというような理屈、いろいろな理屈でもって自由化を要求されたのでございます。少なくともバターぐらい自由化したらどうかあるかということで、ある国のごときは、酪農品に限りませんけれども、日本に対してこの際自由化を勧告しようではないかという勧告も出しかけた状況であります。これは酪農の世界の一つでございますが、非常に要望が強かったのでございます。これは酪農の世界の状況からいいますならば、ちょっと日本ほど有望な市場はまあないだろうと思われまます。欧州も、アメリカ大陸も、

牛乳生産はだぶついておりまますし、消費需要も頭打ちをしております。ところが、日本は、一億の人口を持って、年率一〇％以上の需要の伸びを示しておるような状況でありますから、そういう輸出国から見ますならば、これほど頼もしいマーケットはないであろう。ところが、日本から見ますならば、これこそ今後日本の農業を改善し生産性を伸ばす最も有望な産業でございますから、われわれとしては、これはどうしてもためだということで、終始断つて参った、こういうことでございませう。

少し散漫になりましたけれども、会議の空気を申し上げました。

○委員長(堀本宣実君) どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対して御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○大河原一孝君 先ほどの御説明の中で、米、麦、あるいは酪農等に対しては、三、四年くらいの期間においては、これは自由化に持っていくことが困難であろうというふうに見通されたことは、非常にいいと思うのですが、しかし、その他の品目等に対しては、三年という期間の後には、ある程度の何かの対策をとるならば、自由化することもできるだろうというようなことを言われておりますが、その何らかの対策ということになりますと、米麦等は別にしまして、たとえばどのような対策を……

○説明員(松岡亮君) 具体的な例を申し上げますと、今問題になっております大豆でございますが、大豆はAAにいたしますけれども、一方において価格支持を強化しよう、こういう考えで今臨んでおるわけでございます。さしあたり、価格支持とか補助金につきましては、国際協定においても拘束を受けておりませんし、第二委員会のような動きはございませんけれども、これは自主的に自由化されるものでございませうから、そういう方法でやるなり、あるいは関税の定率を引き上げてやるものもあるかと思ひます。その辺は、目下それぞれの品目について検討中でございます。

○委員長(堀本宣実君) ちょっと伺います。保護政策といいますが、そういうものまで、諸外国においては日本の保護政策も批判の対象になったというやうなことをかなり聞くのですが、そういうことが直接の話題になって、そういうことは排除すべきであるというやうな話まであったのか、ごく簡単にけっこうなんです、お伺いしたいと思ひます。

○説明員(松岡亮君) 批判があったのは事実でございます。たとえば自由化率が低いとか、自給政策というのには賢明じゃないだろうとか、そういう批判があったのは事実でございますが、しかし、これは先進諸国のはとんど全部がやはり批判を受けておるのでございませう。で、アメリカ、イギリスのやうな国はちょっと別でございますが、ほかのドイツやフランス、イタリアなどの国は、やはりどうしても、国際協調も必要だけれども、どうも農業問題をほうつてはおけないですから、あるいは日本よりも強くといつてもいいくらいに農業保護の必要性を感へておるのでございます。従つて、そういう国はまた、日本よりもより強く批判を受けるというやうなこともあったやうなわけでございます。

○東隆君 私、自由化というのは、日本にとっては輸入の問題になるのですけれども、外国の方は輸出の問題になるかと思ひます。それで、輸入と輸出の関係で、これは立場が全然違うのです。だから、ある範囲の相手方が承知をされる程度の保護政策というものを考えるのであればぬのじゃないかと考へるのですが、その場合に、先ほどの、どこかの国でやつておつたやうな損失の補償をやるやり方、それはどういふことになるのですか。議論の上ではそういうものが出たのですけれども、みんなそれに賛成をしておるので、さういふやうなやり方について。

○説明員(松岡亮君) 先ほど私が申し上げましたイギリスの不足支払いのことであるかと思ひますが、これはガットが、有名な国際経済学者を四人ばかり委嘱しまして、研究をやらせたのでありますけれども、ハーバを委員長とするハーバ報告におきまして、この方法が最も合理的な方法であるというやうな報告を出しております。比較的これは好評を受けておる農業者が、しかし、これとても過剰生産を誘発するとか、あるいは二、三の、たとえば日本のような国においては、農業規模が非常に小さくて個々の農家の販売数量というものが非常に少ない場合には、なかなか簡単に行政的に適用しにくいという難点もありますので、必ずしも受け入れがたい面もございませう。しかし、とにかく、東先生がおっしゃいますやうに、総合的に自由化を進められる場合、日本は何といつても

輸入国の側でございますので、農産物の輸入を緩和し、あるいは自由にし、一面日本の工業製品の相手国の制限緩和といふやうなこともあり得ることです。しかし、とにかく基幹的なものについてはそういうことは避けていかなければならない、まあわれわれとしてはさういふことを考へております。

○東隆君 政府が三十五年以降に与られる、たとえば大豆の場合ですね、これは価格支持政策でもって政府が買い上げるというのですけれども、しかし、これも不足分についての補給をするというやり方がもし考へられれば、国内のものに対してそんなに問題がないと思ひます。大豆の生産量は非常に少ないですからね。そこで、大部分のものを輸入せなければならぬ。そうすると、国民全般から考へれば、大豆の輸入というものは、これは問題にならぬわけですね。どうしても輸入せなければならぬ。そういうやうな問題……

やり方でやっていったら、麦はつぶれてしまふのではないか。だから、先ほどの雑豆と同じような、雑豆よりか大豆なんか問題がある、こういうように考える。だから、国内でもってどうしても輸入をしなければならぬものと、それからある程度需要を満たしているもの、それから余剰のもの——余剰のものはこれは輸出しなければならぬ。だから、そういう三つに分けて、そうしてそれに対するところははっきりした形をとって、そうしてできるだけたくさん自由化する、そういう体制をとればいいんじゃないか、こういう考え方を持つのですが、その場合に問題になってくるのは砂糖だと思ふのです。砂糖もやはり、大豆と同じように、国内で生産されるものは補給をする、何らかの形において補給をする。それから国外からのやつは自由に入れる。こうすれば、今の形でいけば、かえってある程度たくさん入ってくるのじゃないか。しかし、それによって何もそんなに消費者は苦しまなくても消費できるのじゃないか。だが、自由化しないために、砂糖の精製業者が不当にもうけるとか、そういうような形があつて、値段のつり上げが行なわれる。しかも、国の政策でもってそういうようなことが行なわれている、こう見ることもできると思ふ。

だから、そういうような点で、大よそ三つぐらいに分けて、そうして考え方をまとめていかなければ、何もかも自由化するという線においてやられたら、これは大へんなことになる。そういう点はどういうふうにお考えなんですか。

○説明員(松岡亮君) 今、東先生から

非常に名案をお示しいただいたのでございませうか、確かに、われわれの間にも、そういうような方法が最もいいという意見が相当ございませう。ことに、国内生産が少なく、輸入の多いものについては、むしろ国内体制として、補給によってやられた方が最もコストが少なく、しかも、消費者のためにも一番よろしい。生産者もそれで十分保護できるのだという考え方から、そういう意見を示す人が相当あるのだから、さういふ品目ごと、ことに今検討しておりますし、ことに大きな品目につきましては、この五月までといううな期限では、なかなかそういうところまでの結論は出し得ないと思つております。

一方、基本問題調査会におきましても、同じような角度的の研究をやっておりますので、その辺の検討ともあわせて、今後さらに具体策を考えていかなければならぬと思つております。

○委員長(堀本実君) 他に御発言もなければ、本件については、本日はこの程度にいたします。

それでは、本日はこれをもって散会をいたします。

午後四時二十三分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、北洋近海漁場における安全操業体制確立等に関する請願(第一七八〇号)

一、砂糖の貿易自由化反対に関する請願(第一八〇二号)

一、昭和三十四年災害復旧特別措置法を奄美群島の六月及び十月における災害に適用するの請願(第一

八〇二号)

一、農業災害補償制度改正促進に関する請願(第一八九一号)

一、生産者乳価の支持価格制確立等に関する請願(第一八九二号)(第一八九三号)(第一八九四号)(第一八九五号)

一、肥料、飼料、農薬及び農機具の価格大幅引下げ等に関する請願(第一八九六号)

一、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正に関する請願(第一九〇六号)

一、農業災害補償制度改正に関する請願(第一九〇七号)

一、国立蚕糸試験場小千谷試験地存置に関する請願(第一九〇八号)

第一七八〇号 昭和三十五年四月一日受理

北洋近海漁場における安全操業体制確立等に関する請願

請願者 東京都港区赤坂溜池三

会堂ビル内社団法人大

日本水産会内 伊東猪

六

紹介議員 横川 正市君

北洋近海における漁民は、終戦後十四

年の長きにわたり、漁船捕のひん登に

より常に不安にさらされながら操業し

ている。この不安な操業状態から脱却

するため、ソ連と近海漁業に関する暫

定協定を締結することをしばしば政府

に要請してきたのであるが、政府はこ

れに対してなんらの積極的熱意を示さ

ず、現地漁民の苦境を見殺しにしてい

することに最善の努力をせられたい。

もし、日本の置かれている国際的情勢

の中で、右の急速な実現が困難である

ならば、それまでの間北洋近海海域

において不安な操業を続けている漁民

に対し、至急なんらか適切な対策を講

ずることを要望すると同時に、特に歯

舞、色丹、南千島関係については十分

なる補償措置を講ぜられたいとの請

願。

第一八〇二号 昭和三十五年四月四

日受理

砂糖の貿易自由化反対に関する請願

請願者 鹿児島県名瀬市永田町

六支所内 吉岡為良

外一名

紹介議員 迫水 久常君

鹿児島県大島郡の基幹産業である甘

しや糖業の保護対策について、かねてから

関係当局の理解ある施策を期待してい

たところ、最近政府は砂糖の貿易自由

化を促進することを発表し、その中に

原糖輸入の自由化も考慮しているとの

昭和三十四年災害復旧特別措置法を奄

美群島の六月及び十月における災害に

適用するの請願

請願者 鹿児島県名瀬市永田町

六支所内 吉岡為良

外一名

紹介議員 迫水 久常君

昭和三十四年発生災害のうち、七、八、

九月発生災害については、災害復旧特

別措置法(昭和三十四年法律第七十一

号)に基づく政令によつて高率補助

(九割)の措置が講ぜられているが、鹿

児島大島郡においては瀬戸内町の三

件(七月災害)だけが本政令の適用を

受けているにすぎず、六、十月の大災

害については適用されないため、保有

農地の大半を喪失した農家等の困窮は

言語に絶するものがあり、県において

も災害救助法を発動して救助にあたつ

ている実情で、本郡市町村当局として

も復旧対策には全くその方途に困惑し

ているから、災害復旧特別措置法の適

用は、七、八、九月の中央局周辺の災害

だけを範囲とせず、わが国最南端に位

置する奄美群島の六月及び十月におけ

る災害についても考慮せられたいとの

請願。

第一八九一号 昭和三十五年四月六

日受理

農業災害補償制度改正促進に関する請

願

請願者 鳥取県西伯郡伯仙町長

野坂一外四百六十三名

紹介議員 中田 吉雄君

現行の農業共済制度に対する農民の不

信の声は日を追つてさかになり、農

業共済組合の存続さえも否定しようと

する気運さえ生じており、きわめて道

一七

第八部

農林水産委員会会議録第二十六号

昭和三十五年四月十九日【参議院】

参議院

参議院

参議院

憾にたえないから、かかる最悪の事態をさけるため同制度について、(一)現行の生産費補償を所得補償方式に改めること、(二)町村の評価を科学化し、その自主性を認めること、(三)現行の基準反収を引き上げ実収反収をもつて基準とすること、(四)現行補償率七割を八割とすること、(五)強制加入は水稻のみとし、他は任意加入とすること、(六)事務費は全額国庫負担とし、賦課金は全廃すること、(七)防災事業を制度化し、これが経費は国庫負担とすること、(八)農業技術の進歩と防災事業の制度化に伴う被害の減少化にかんがみ、掛金率の軽減をはかること、(九)無事故農業者の無事戻額を払込総額の三分の一以上に増額すること、(十)町村防災事業事務費に対して県費の助成をすること、等について善処せられたとの請願。

第一八九二号 昭和三十五年四月七日受理
生産者乳価の支持価格制確立等に関する請願
請願者 神奈川県高座郡綾瀬町 早川一、六三九 渋谷 剛外六百十六名
紹介議員 羽生 三七君

農民の生活安定をはかるため、当面する農業問題について、(一)生産者米価は、生産費所得補償方式による算定一万二千六百四十円(石当り三等米)とすること、米の統制撤廃は行なわないこと、(二)内麦生産の諸施策を確立し、外麦依存をやめること、(三)生産者乳価の支持価格制を確立すること、(四)支持価格制を破壊する繭糸価格安定法の改正は行なわないこと、(五)農業共

済制度の根本的改革をはかり、天災は全額国庫負担で完全補償を行なうこと、(六)硫酸の生産制限をやめて、値段を引き下げるようにすること、(七)所得税の基礎控除、扶養控除を最低生活費を保障するように引き上げ、家族専従控除を認めるようにすること、(八)農業を圧迫し、保護政策を放棄する貿易の自由化をやめること、(九)地主制復活に通ずる農地買収者問題調査会設置を承認しないこと等の措置を講ぜられたとの請願。

第一八九三号 昭和三十五年四月七日受理
生産者乳価の支持価格制確立等に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市大字中奈良一、七五八 原口義郎外千四百四十名
紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一八九二号と同じである。
第一八九四号 昭和三十五年四月七日受理
生産者乳価の支持価格制確立等に関する請願
請願者 茨城県日立市大久保町 小野崎敏通外千九十九名
紹介議員 江田 三郎君
この請願の趣旨は、第一八九二号と同じである。
第一八九五号 昭和三十五年四月七日受理
生産者乳価の支持価格制確立等に関する請願
請願者 茨城県稲敷郡江戸崎町

鳩崎 糸賀一雄外千五百十二名
紹介議員 大河原一次君
この請願の趣旨は、第一八九二号と同じである。
第一八九六号 昭和三十五年四月七日受理
肥料、飼料、農業及び農機具の価格大幅引下げ等に関する請願
請願者 長野市濁沢町 星野太郎 吉外二千九百二十三名
紹介議員 亀田 得治君
農民の生活安定をはかるため、(一)肥料、飼料、農業及び農機具等の値段を大幅に引き下げる、(二)米価をはじめ麦、雑穀、繭、牛乳、野菜、果たばこ等の農産物価格はひきあう値段にすること、(三)軍事予算をけずり、農林予算や災害復旧費を増額すること等の措置を講ぜられたとの請願。

第一九〇六号 昭和三十五年四月七日受理
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正に関する請願
請願者 愛媛県議会議長 近藤 広仲
紹介議員 堀本 宜実君
現在急傾斜地帯農業臨時措置法の適用をうけている地域は、いわゆる未開発の後進地帯に属しているため、農民の経済力と地方団体の財政力とがともに貧弱であること、同法によつて補助の対象となる採採基準面積が広範であつて、しかもその補助率が低いこと等のため、振興計画に対してわずかに十二パーセントが漸く実現されているにすぎない状況である。これでは昭和三十七年三月三十一日限りで失効となる同法の有効期限までに所期の目的を達成することは、きわめて困難な見通しとなつてきたから、同法の有効期限をさらに最低五箇年間延長せられるとともに、さらに、採採基準面積の引下げ及び補助率の引上げ等についても万全の措置を講ぜられたとの請願。

第一九〇七号 昭和三十五年四月七日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
請願者 福島県議会議長 伊藤 職
紹介議員 大河原一次君
福島県下の各地において現行の農業災害補償制度に欠陥があることを理由として、農業共済組合を解散しようとする動向が最近に至つて発生しているが、多年にわたつたたびの災害に悩んでいる地域を県下の各地に抱えている福島県としては、農業生産力を確保して農業経営の安定を図ることができよう農業災害補償制度を完全なものにすることが何よりも急務であるから、農業災害補償制度の抜本的な改正を図られたとの請願。

その病源を明らかにし、従来栽培不可能とされていた優良品種の栽培に成功し、さら根本的な対策として胴枯病に強い優良新品種の育成を行ない「新桑一号」「新桑二号」の二種を得てこれを公にし、一応胴枯病対策に資することができた。なお、同試験地は今後胴枯病はかりでなく、縮病に関する研究をも並行する必要があるといつそう研究設備の強化が要請せられていゝ際にもかかわらず、農林省当局においては予算の関係によつて縮小廃止へもちこまんとする計画があるとのことを聞くが、もし縮小又は廃止される場合は、養蚕農家に及ぼす影響は極めて大きなものがあるから、わが国積雪地帯養蚕業振興のため、ぜひとも本試験地を存置せられたとの請願。

第一九〇八号 昭和三十五年四月七日受理
国立蚕糸試験場小千谷試験地存置に関する請願
請願者 新潟県佐渡郡畑野村大字畑野 佐々木正雄外二千二百五十九名
紹介議員 小林 孝平君
国立蚕糸試験場小千谷試験地(桑園)は、桑の胴枯病に関する研究について